

議 事 日 程

平成 3 1 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 3 1 年 3 月 7 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 1 9 号	浜中町営水産業強化支援事業分担金徴収条例の制定について
日程第 4	議案第 2 0 号	浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 2 1 号	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 2 号	浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 2 3 号	浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 2 4 号	浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 2 5 号	浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 1 0	議案第 2 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 1 1	議案第 2 7 号	草地の設置委託契約の変更について
日程第 1 2	議案第 2 8 号	施設の譲渡契約の変更について

(再開 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。

質問事項は、一般質問で検討事項としたその後についてであります。

平成27年の統一地方選挙で議席を得てから、4年の最終年を迎えました。この任期中、定例会ごとに一般質問を行い町民の声や思いを伝えてきたところでございます。これまでの質問に対する答弁の中で検討事項として残された部分、これは相当数ある中から絞って7項目について検証をしたいと思っておりますので、年度別に御質問をいたしますので簡潔に御答弁をいただきたいと思っております。

1点目ですけれども、これは27年6月定例会で質問した事項でありますけれども長期滞在を希望される方に対して昆布干し体験で滞在費の一部を稼げる方式で空き家バンクを開設したらという事の質問をいたしました。それについては、浜中町創生総合戦略で平成27年から31年までの5カ年間の計画の中で検討するという事で答弁されておりました。その後の経過についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。浜中町創生総合戦略の検討についてですけれども、プロジェクト会議や産業団体に対するヒアリング等を実施してございます。その中で移住定住に対する住環境の問題について意見等を出されておりましたけれども具体的な検討には至っていないという状況でございます。後継者対策や新規就業対策、経営基盤の安定化、そちらに重点が置かれたという形になっております。現在、浜中町空き家等対策計画を策定している最中でございます。町内の空き家の状況把握を策定している最中でございます。これらを進めながら除却や利活用についての検討を行っております。この利活用については御存じのとおり町内に不動産仲介業者が無く移住や定住を希望される方の住まい探しが難しい状況でもございます。今後、本町におきましても空き家バンクについて設置するという方向になりましたら、その中で移住定住希望者から昆布干しの短期の仕事についてのお問い合わせがあれば情報提供はしていただけるのではないかなと考えているところでございます。ただ昆布干しを通じた産業交流という事になりますと漁協あるいは地元漁業者の受け入れる体制等も必要であろうかなと考えられます。繁忙期の関係上、難しい部分があるのではないかなと考えているところでございます。

また、観光や移住体験等における民間空き家の利活用についてですけれども、有償の場合、旅館業との関係もございますので、そのあたりも検討する必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 浜中町の創生総合戦略の策定の中で色々検討したけれども具体的な検討には至らなかったという様な事であります。空き家等については今後、対策検討委員会というのがあって、その中で将来的な事について更に詰めていくというふうに受け止めております。

なお、関連してですけれども浜中町創生総合戦略で位置付けしているお試し住宅というのがあります。これは人口減少対策事業としての位置付けだと思っておりますし、空き家バンク創設に関して私が注目をしていた訳であります。それで実際的に活用の状況は見られなかったと思うんですが湯沸のキャンプ場などに長期滞在している方がいるんですよ。その様な方たちに町のホームページだけではなく直接、制度の説明などをして声をかけるという事も必要かなと思っておりますので、その辺の考え方をお知らせいた

だきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。現状の説明をさせていただきます。平成30年度予算で整備させていただいて夏まで工事がかかりました。その後、募集をしてございます。秋以降という事で応募される方がいらっしやらなかったんですけれども現在のところ、今月から秋まで予約で埋まっております。整備する時期が30年度の実績が見込めなかったのですけれども今月から希望されて間髪入れず秋まで予約が入ってございます。一つの成果になったというふうに思っておりますので、この様な状況を考えますと今議員おっしゃったとおり空いていればキャンプ場等でお話しさせていただくとかPRも考えるところでございますけれども、現実、混んでいるという状況ですので、この状況を見ながら判断させていただきたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） お試し住宅に関しましては、とても喜ばしい事だと思っております。先ほど言った様に空き家バンクの創設の前哨という事で埋まって、他にも浜中町に移住定住したいという方もおられる場合のために今ある使える空き家を町が取得して提供するという事が空き家バンクの制度として有効じゃないかなと思っておりますので将来的に検討委員会を開いて検討していただきたいと思っております。

2点目に移らせていただきたいと思います。平成28年3月定例議会で質問をしておりますが、道の駅構想でございます。当時は関係団体等との意見を聞いて決めたいというお話でございました。私は、その当時ふるさと納税の制度を活用して本町の特産品をPRしていく方法もあるという話をしております。それで上士幌の場合、この当時14億円が集まって半額が町の財政になって7割は町の特産品で返戻品として配られております。これも産業振興に役立つものじゃないかなと思っております。道の駅は、浜中町の物産を多くの方に来ていただき買ってもらうという事だと思うんです。厚岸町はコンキリエ、根室市はスワンとこの様な事で私は大反対ではないのですが、これに関しましては、もう少し慎重に対応した方がいいですよという当時の話でした。

その後、同僚議員が去年の12月定例会でも質問があつて、具現化に向けた道の駅構想は、どうなったんだという話もありました。私は、この辺で表明した方がいいのかなと思うのです。それで今後の見通しについて総合計画に盛り込んで進める意向があるの

か、町長の公約にもありますので、この辺については町長から答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この道の駅構想につきましては、平成28年の町政執行方針において新たに本町に産業振興施設として活用できる事も含めて道の駅の設置について表明したところであります。そして町内の関係団体と協議を進めるという事で28年に表明しました。特に浜中町は、その当時考えていた道の駅に関して基本的には、浜中町の産業振興を図るという基本的な事で農業と漁業中心にその時の構想は作っておりました。その後、色々な形で商工観光も含めて道の駅というのは幅が広いという事でお話を伺ってきたところであります。何よりも産業団体の理解、また協力が不可欠であるというふうに思っています。その様な事から以前にも述べましたけども産業団体の一つでも賛同がされない時には、しないという事もお話させていただきました。その様な中で29年10月4日に町長が両漁協、農協そして商工会の会長4名で協議を検討しました。その中で出たのは、決して道の駅自体の構想その様な考え方については反対しない、それと協力もしたいけれども慎重に時間をかけてもらいたいというお話がその時にされました。事実上、凍結状態にある状況であります。その中で今御質問ありましたけれども態度表明したらどうかというお話でありますけれども、先の議会でも指摘を受けたところであります。やはり今、本町の基幹産業を振興するためにも町民の方も多くが利用する、またその事によって町外からも人が来る様な施設それと防災いろいろな形でこの施設が出来るのだらうと思っております。その意味では、確かに凍結状態でありますけれども今後においても産業団体含めて働きかけたいというふうに今思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、町長から直接話を聞きましたけれども、前回12月定例で3番議員に対して答えた事とほとんど変わっておりません。町民あるいは町外からの来町者、その中に防災を含め設置の方向で検討したいという様な方向性かなと思っておりますが、これについては先ほど質問しましたけれども、町長の公約ですので今、第6次総合計画を策定中です。それにしっかりと位置付けをして進めるという事なのか再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、6期の総合計画を策定中であります。しっかり検討して入れるのか、入れないのか、実施年度を含めて少し時間をかけて検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 時間をかけるというのは、必要な事かなと思うんです。ただ先ほど今までの答弁からいって、町長も先ほど申しておりましたけれども、産業団体のどれかが反対したらやらないという事なんです。どこに問題があるかというのは、国の補助をもらって国道の縁に建てれるけれども、運営に関して町は参加しないという様な事もはっきり申していましたので多分、その辺だと思うのですよ。やっぱり第三セクターでもしっかり町もお金の面でも運営に関して支援するという事であれば産業団体も協力してくれるだろうと思うのです。それで時間をかけて第6次総合計画を作るのは来年ですから、それまでの間は、ふるさと納税で根室市が30年度、約50億円ですよ。我が町については1億円位なのです。同じ一次産業の水産物を返礼品としているんです。この辺をもう少し研究すべきだなと思っておりますが、白糠町も水産で28年度の実績で8億ちょっとありました。釧路・根室管内では根室市が1位で釧路管内では白糠町が1位という状況にある訳です。私は、8億なり50億あったら半分が自主財源になる訳ですから、それによって色々な展開が出来る、この様な事から考えると道の駅が出来るまで重点的にシフトしていくという事も大事だと思うんです。その辺の考え方、根室市と浜中町と白糠町の違いはどこにあるのか、これは事務的な事もあると思いますので担当課長から答えてもらっても結構ですけども、前段の町長の考え方についてお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） ふるさと納税の関係で根室市や白糠町を例示しておりました。が当町も約1億円くらいの寄附金をいただいております。まず根室市の返礼品の数で調べましたところ他の自治体も共通して開いているふるさとチョイスというサイトがあるのですが、ここで言いますと根室市は1,200件ほどの返礼品の品数。当町の今現在のホームページを開きますと108件という事で、この辺では10倍以上の返礼品の品数で大きな違いがあるという所も一つの要因かなと思います。

それから海産物の関係で言いますと、大きな所では根室市の花咲ガニなどのボイル製品やイクラなどの海産物もあります。あと酒なども返礼品の一部に組み入れているとい

う様な事もありますので、この様な事を含めると返礼品の品数が大きな要因かなと思っております。

それから開いているサイトの数も根室市は今調べましたところ4つのサイトを利用しながら返礼品の方を行っている状況であります。浜中町では2件のサイトを利用しながら返礼品の方をお知らせしている状況です。

また白糠町も返礼品の数は160品くらいあります。ただ白糠町も利用しているサイトが13あるという事で、このPRの部分で浜中町と白糠町のふるさと納税の寄附額の違いになると思います。

それから、ふるさと納税へシフトしてはどうかの点ですが、今のところご協力いただいている事業所が12事業所ございます。この様な事業所の更なる品数あるいは新たにまた提供いただける様な事業所の取りまとめを含めて、ふるさと納税を進めることが中心になるのかなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 前段質問しておりますから町長から答えをいただければと思うんですけども、この総合計画につきましては、しばらく時間を下さいという話ですから、それまでの間、確かに浜中町のふるさと納税のサイト数は少ないですけども、去年の暮れに今のふるさとチョイスに加えて今2件になったという事、それをもっと増やしてPRをするという方向でいく。今、総務課長が言われた様に事業所数とか商品開発これらその間どんどん増やして実際今度やる場合に道の駅が賛同を得てやるというふうになった場合に活用できる訳なんです。そういった事を含めて町長の考え方を聞かせて下さい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今お話がありました。最終的には道の駅の話なんです。それまでの中でふるさと納税の関係でやったらどうかという事なんです。質問としては、ふるさと納税と道の駅に分かれる様な気がしますけれども、ふるさと納税に関して言えば、ふるさと納税と道の駅でそれぞれやっていきたいと思っています。道の駅の対策を具体的にやっていかなければいけないと思っています。まずふるさと納税の関係については出来ると思いますけれども、道の駅までの道筋が私の仕事の責任だと思っていますので、しっかり具体化になる事を含めて働きかけていくなり、またお話をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 次の質問に移らせていただきます。平成29年6月定例で質問しております。津波避難タワー建設計画に関しての質問をしております。答えはMGロードの改良整備完了後に対応したい、それからMGロードのY字路改修と寿磯橋までの複線化を優先して、タワーの建設はその後になると答えております。8年前に議員になる当時の公約でございました。4年前も避難困難区域に関しては、避難タワーが絶対必要だろうという事で大きな地震が来た場合に電柱が倒れて車で避難が出来なくなるとか道路が決壊する恐れがあるので、ぜひその辺を検討して下さいという様な話をしてきたところであります。30年以内に大きな地震津波が来るという様な事も想定されていますから、私は、道道の整備改良計画の完了、今年度からボーリングをやってY字路に関する調査をしている様ですから茶内まで複線化という事が、寿磯橋まで短くなって計画されているという事で、そちらについては道筋が見えてきて大変喜んでる訳ですけれども、避難タワーや避難艇というのは、町独自の施策として今でいう国土強靱化の一環として緊防債が使えると思うのです。これは100%事業対象で70%交付税対象という事でありますから、そういった部分からいきますと、並行して道は道の方でやっている、そろそろ今の時点から第6期総合計画にきちんと位置付けして避難タワーや避難艇を配備するという様な形を出してほしいなという事でありますので、道道の方の改良整備計画の内容と完了年次、それと避難タワー建設の目標年次、これを総合計画に位置付け出来るかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。道道のMGロードから仲の浜交点のY字路からT字路化の改良です。これにつきましては、議員おっしゃいますとおり、北海道におきまして平成30年度に現況測量、概算設計それと地質調査を実施してございます。現在は北海道警察との間で交差点の形状について協議を行っているところでございます。平成31年度でございますけれども用地測量それと支障物件の調査を行いまし地権者との交渉を経て、用地買収と物件補償、暫定盛土まで行いたいという事で、順調に進めば翌年、単年度での工事の完成が可能という事でございます。

次にその続きでありますMGロードの複線化でございますけれども現行の道路敷地幅を変えずに現在ある歩道を撤去して幅広路肩を設けるという事で、通常は片道1車線走行、避難時には避難方向に向かって実質2車線走行を可能とするというものでござい

ます。北海道におきましては、現時点では完成年度までお示しする事が出来ないという事でございますけれども、このT字路化の改良におきましてMGロードの方向の道路形状は、幅広路肩の道路形状になるという事でございますので、T字路化の改良から継続した形の事業展開が図られる様、道に対して要望を行っていきたいと考えてございます。

次に避難タワー建設の関係でございます。議員おっしゃいますとおり道道の改良の関係がございまして、なかなか進んでいなかったという事でございます。現在、この道道の関係が進みだしているという事でございますので、これと並行して避難困難地域、あるいは車での避難地域における避難対策につきまして、避難タワーあるいは救命艇の有効性なども含めて現在、地震津波対策の専門家からのアドバイスも受けております。その様な中でどの様な対策が良いか検証を継続して、今後見直す予定としております地域防災計画にも反映させていきたいという事でございます。地域防災計画に反映させるという事は、その後の総合計画にもリンクしていくものと考えてございます。ただ津波避難タワーの目標年次の関係でございますけれども、今時点では何年度と具体的な年度をお示しする事が出来ない状況でございますけれども、先ほど言いましたけれども専門家からのアドバイス、あるいは地域の皆様と議論した中で進めていきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 道道の改良については了解いたしました。32年までの完成を目標にしているという事でございます。

それから複線化の部分についても、現時点では完成年次は示せないけれども、片側歩道をつぶして2車線化していくという方向性が見えたという事で分かりました。

タワーや避難艇の関係でありますけれども、この事については私だけではなくて、7番議員の方からも避難艇の必要性なども過去に質問されている訳であります。私は今回、町政執行方針の中で災害の対策強化に努めるという事で、避難タワーや休憩艇の配備、これは早急な対応が必要じゃないかなと思って質問していますので、今の防災対策室長の話としては、地域防災計画に反映させるイコールそれが総合計画にも位置付けされていくという様な流れですけれども、総合計画は第6次計画ですから32年度からスタートになると思いますが、それまでの間に方向性を示すというのは無理な事かもしれませんが、出来るだけ早急に対応いただきたいと思っておりますので考え方を

聞かせたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり避難困難地域、あるいは車で避難しなければならない地域というのは、様々な避難に対するリスクがあると十分理解しております。その中で遠くの高台に避難する事を優先的に考えてきたという事でございますけれども、やはり避難というものは、議員おっしゃいますとおり何かあるか分からないという中で、対策は一つではなくて二つ、三つ、AがだめだったらB、BがだめだったらC、この様な事が必要ではないかと思っております。現在、地域防災計画の見直しをかけているという事で新年度、平成31年度に地域防災計画をまとめていき、この中で町の地域防災計画につきましては、国の計画があり、次に道の計画があり、これに基づいた形で構成されますが、私どもが考えているのは、浜中町独自に必要な事を盛り込んでいきたい、例えば個人としてやるべき事、地域としてやるべき事、町としてやるべき事、その中のしっかりと位置付けの中で避難の対策を取り組んでいきたいと考えてございます。それが翌年32年度となりますけれども、総合計画にも反映させていくという事で考えておりますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、防災対策室長の力強い答弁を聞かせていただきました。これがだめなら次の手も考えるという事で防災計画に反映していくという事ですから、ぜひその様な方向性で進めていただきたいと思っております。

次に9月定例会で地域おこし協力隊募集で質問をしております。当初、道の駅に活用したり観光振興に活用したりという話から3月定例会でも質問しているのですが、その時は、観光振興や道の駅と言っております。9月定例会では、移住定住という事で考えているという事ではありますが、昨日の補正予算審議で分かる様に未執行ですから1人も募集がなかったという状況の中で、私は募集内容の見直しが必要ではないのかなと思っております。もう少し気軽に出来る様な特産品開発とか観光開発、そちらの方で募集したらどうかなと思っておりますので、今後の予定があるかどうかも含めてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問に御答弁申し上げます。議員おっしゃる

とおり今のところゼロという厳しい状況にあります。募集につきましては、昨日の予算質疑の中でもありましたとおり、内容を見直す必要があるとは思っております。今現在、町としては浜中町をPRしていただきたいという様な、町外の目でPRしていただきたい、我々町民には気がつかない部分をPRしていただきたいという事での移住定住という事で募集している状況でございます。その中で残念ながら来ていないという話は、若干述べさせいただきましたけれども、この制度が始まった当初と比べまして、社会全体が人手不足という時に地域おこし協力隊3年ですから、3年後の職が約束されていないというのが実情でございます。その3年間の中で4年目以降に定住が出来る様という事で協力隊として来ていただく事はかなり厳しい状況でございます。ただ今の状況としては、平成29年度に商工会で実施しましたアンバサダー事業で本町を訪れていた女子大生1名なんですけれども、この3月で御卒業の予定の様ですけれども新年度以降、浜中町の地域おこし協力隊として「希望しようかと思う」という事で先週になりますけれども役場の方に来ていただいております。4月1日からは無理ですが4月中旬か5月位からという事で応募したいと言っておりますので期待したいなと思っております。もし、その方が来ていただけるのであれば、当然首都圏の女性ですので、そこを発信元にして次の方という事も考えられるのではないかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 希望者がいるという事は大変喜ばしい事だと思っております。以前から言っておりますけれども1人で活動するのが大変であれば、次に2人目を募集する、この様な事で頑張っていたきたいと思えます。

時間がないので次の質問に移らせていただきます。平成30年3月定例会で町内全域に光通信網の整備に関して質問をしております。次期総合計画の重点事業として検討していきたいというお答えをもらっておりますけれども、霧多布地区のエリアは光回線が入っている、それ以外については茶内、浜中、姉別、原野方面を含めて光回線が入ってなくて通信エラーがでていているという事ですので、企業誘致をしたり、廃校舎の利活用をするにしても必要な施策になるんじゃないかなと思っております。この様な事で質問をしておりますので、その後の対応はどうなったのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。次期総合計画に

町内全域の光通信網の整備を検討する事についてですけれども、これまでの議会でも御質問いただいておりますし、庁内でも議論してきております。次期総合計画策定のための町民アンケートやまちづくり委員会の専門部会などでも御意見が出されているという状況でございます。ただ、以前から申し上げているとおり光通信網の整備とその後のランニングコストに多額の費用がかかるという事から、実際どの様な整備が必要でどの程度の費用がかかり、浜中町でどの程度の方が加入していただけるのかという状況を慎重に見極める必要があるかと思っております。

更に今までF W Aを整備した事によって補助制度が使えないというお話をさせていただいております。平成31年度から新たな補助制度を高度無線環境整備推進事業という制度が創設されております。こちらの制度でいけば本町も補助事業として採択される可能性がございますので、今後、北海道通信局あるいはN T Tとの協議を重ねて情報収集に努めるとともに、次期総合計画に盛り込む事が可能かどうか検討させていただきたいと思っております。今まで補助の部分は、道がゼロだったんですけれども、幾らか補助の道が見えてきましたので活用できるかどうか、そこら辺を検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ハードルがすごく高いなというふうに思っていたんですが、新たな制度が創設されたという事で北海道の通信局等に協議するという事ですから大いに期待をしたいと思います。この補助制度が出来るとなれば概算で10億円位かかるというふうに言われていました。その半分の2分の1が補助となれば半分ですので5億を1億ずつで5年間かけて整備するという事も可能じゃないかなと思うんです。場合によっては、年度によって金額が変わってくるだろうけれども、そうなれば裏財源は辺地債、過疎債これらを使えるなと思っております。ぜひ前向きに協議を続けていただきたいと思えます。答弁は結構です。

次の質問に移らせていただきます。平成30年9月定例会で景観条例制定と景観計画の作成時期に関する質問をしております。景観アンケート結果を踏まえて取り組むと答えておりますが、合わせて総合計画が同じ担当課の方でされているという事で職員の体制などもあるので総合計画策定後という話がされてきました。この自然エネルギーの発電設置業者が民有地取得に躍起になっており、既にご覧になっていると思えますけれども、この様なチラシが新聞の折り込みに掲載されておりました。これらによって景観が

損なわれないうちに景観条例なり計画を策定して急ぐべきだと思うのですが、その辺の対応をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。景観条例の制定や景観計画の策定についてですけれども、昨年アンケートを実施しております。そのアンケートの中でも必要を感じている町民の方が多いという状況でございます。今後、条例制定に向けて進めてまいりたいと考えておりますけれども、議員おっしゃるとおり今、総合計画の策定作業中でございますので現有の職員の数では厳しい状況ですが着手しなければいけないという事も思っております。一定程度の時間は要するのかなと思っておりますが、いずれにしても策定は必要だと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 理解いたしました。少ない人員で頑張っておられる事ですから、今年度で太陽光発電の土地の買収も終わりなのかなというふうに思っております。今言われた様に景観行政団体の指定を受ける様な形で進めていただきたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。これは、昨年12月定例会で質問しておりますけれども、空き家等解体支援の制度設計という事でお伺いしております。解体の補助要綱、これについては年度内に策定というふうに答えております。支援制度の概要がほぼ決まっているんじゃないかなと思われまので、その概要と予算措置がいつ頃されるのかについてもお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。空き家等の解体支援制度でございますけれども、新年度に実施する事で役場内部で組織する空き家等検討会議で議論を行い、まとめたものを支援制度の要綱の素案として、現在、外部委員で組織いたします、空き家等対策協議会の委員の方に内容をお示しして御意見を伺っている最中でありま。この外部委員の皆さんにお示ししている素案でございますけれども、今後変更するという事も十分考えられます。

現在、主な内容といたしましては、対象とする空き家につきましては現在、特定空き家等の判定を行っております。これとは別にこの特定空き家の判定のハードルを若干引き下げた形で独自に不良空き家等の判定を行って、この判定で対象とする物件を決め

ていくという事、それと空き家については専用住宅、共同住宅、併用住宅で延べ床面積2分の1以上の居宅を対象として考えております。

次に補助対象者でございますけれども、空き家の所有者及び関係者とし相続人からの同意これは要件としては考えていきたいというふうに思っております。

次に解体工事につきましては、町内に事業所を有する法人あるいは個人が請負うものとしたしまして、補助金額につきましては、補助対象経費の2分の1、上限を50万円として財源確保のため国の空き家対策総合支援事業の補助金の活用を考えてございます。

なお、この内容につきましては現時点における支援制度の素案でございます。実は今月の下旬に空き家等対策協議会を開催する予定となっておりますので、その修正を経まして4月1日からの要綱実施という予定としてございます。それで予算の関係でございますけれども要綱が出来ましたら、どのくらいの対象者それと希望者はいるのかという調査を行い、できれば6月の議会で予算措置をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） この空き家対策は以前の12月定例会でも質問しておりますけれども、解体にかかる費用が今2分の1で50万円を上限とするという様な案が素案としてある様な話ですけれども、12月定例会でも話しましたけれども、解体する費用が相当高い様なのですよ。それで全国のネットで調べてみますと150万円から200万円を超える様な解体の費用がかかるので2分の1で100万円を上限とするというところも実際あるのですよ。この前の道新の記事ですけれども、先ほど言われた特定空き家の場合、倒壊の恐れがあるなどの危険な空き家については、行政代執行で撤去できるという事で、壊れた空き家、壊れそうな危ない空き家を町が解体するとしたら、費用の回収は、ほとんど難しいと言う様な報告が出ているのですよ。代執行した場合は総務省の調査でいくと48件しかないという状況なのです。町内にも特定空き家になるものが2つか3つあるはずなんです。今から所有者や相続人とかをしっかりと特定できたら高額補助をする事によって町が全額を持たなくてもいいという実態になるはずなんです。私は、できれば50万と言わず、全国1番の上限は100万です。そのくらいの事を北海道一、浜中町は空き家物件に補助しているという様な事で特化するという事も一つのPRに繋がると思います。ぜひ、この事も含めて検討いただければと思います。その対策

協議会が4月に行われて、予算措置等については実態調査を踏まえて、6月から予算措置をするという事ですので、その辺の答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。議員から上限の引き上げという話がありました。それで最終的には協議会の中で議論していく中身という事になりますけれども、今回50万円の上限にしたのは、空き家に対しては、本来、自己責任の部分があります。本来、個人の持ち物でありますので、対策計画の中でも適切な管理については所有者が自ら責任を負うという事で、解体についても、原則所有者において解体する責任があるという事でございます。その様な状況の中で、事情により難しい部分もあるという事で、町としても個人の責任、それと町との対策、この様なものを考えまして、今回、浜中については50万円という事で案を出させていただきました。これは先ほど言いましたとおり協議会中で様々な意見が出るというふうに思いますが、事務方としてはこの様な考えで、全道的な状況を見ますと、半分近くが50万円という事でした。先月、全道の空き家対策会議がございまして、先進的事例の町村の報告がございました。オホーツク管内のある町でございまして、人口が4000人台という事で浜中より小さい町で平成25年から除却の補助を出しているという事でした。ここは2分の1上限で50万円という町でございまして、平成25年からですので現在まで6年間で120件弱位、年間20件ずつやっているという事でございます。その事例を見ますと、町では空き家の調査をして管理すると思われるところには通知を出しています。ただ通知を出すだけでは、なかなか本人に撤去という意向を示してもらえないという事ですので、文書通知だけではなく、例えば近くであれば面談をして実態状況等をお話しして、何とか今やるのであれば町としても支援するという事を伝えて壊してもらい、遠くの方であれば電話を通じてお話しするとかの細かい取り組みの中で実績を上げている事も示されておりました。

確かに金額が多い方が所有者にとっては有難いと思う状況もございましてけれども、協議会の中で議論させていただき、最終的に決めさせていただきたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 通告に従いまして質問させていただきます。

5期総合計画の最終年度となり6期総合計画策定に向けた作業の最中であると思ひ

ます。基本計画の多くは、継続する事が効果的であり目的達成のために必要なものであります。したがって、その大部分は前期計画を踏襲しながら、しっかりと評価すべきもの、内容の見直しを図るもの、新たに加えるもの、不要になったものを削除していくなどの作業になると考えております。現在部会ごとに慎重な議論が成されているものと思っておりますが、数点について質問したいと思います。

まず1点目、5期総合計画の第1章2節の林業の振興について伺います。森林組合への事業支援として森林整備の共同化や担い手の育成などを図り森林組合機能の充実に支援しますとあります。担い手対策としては、本町として農業、漁業、商工業では後継者就業交付金制度が創設され、その効果が見えつつあります。ただ林業においても高齢化、後継者不足という点では深刻な状況にあるのではないかなと考えております。

そこで伺いますけれども、浜中町の現在の森林林産業、木材業の後継者と担い手の現状あるいは労働人口の現状これらの対策として考えられるものについて伺いたいと思います。

また2020年、来年度開校予定であります仮称道立林業大学校、この拠点が旭川に決まったという事で、拠点は旭川ですけれども、道内7カ所に実習地を設け学校運営にあたるという事で聞いておりました。先般、林活議連の講習会の中で学校等が具体的に見えてきて、その学校との連携の中で町として林業の担い手についての後継者対策というものが考えられるのかどうかを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えいたします。まず1点目の町内における各林業事業体こちらの就業状況でございます。まず釧路東森林組合こちらの合併後になりますが今現在2名の職員が就業しております。また植栽・下刈り・間伐などを行う、いわゆる造林事業体こちらが1社で従事者が7名おります。

それから茶内に大きなプラントがございますがこの関連会社を全部合わせて6社の製材会社がございます。こちらが2月末現在で65名就業しているという様な状況でございます。

それから2点目の後継者の部分についてお答えしたいと思います。森林づくりを担う労働者につきましては、近年、林業生産活動の活発化などにより全道で増加傾向にあります。釧路管内は減少傾向であります。また依然として林業労働者の高齢化率が非常に高い状況で、全国的に人工林が利用期を迎える状況にあり植栽・間伐作業を行う造林

労働者の人材不足が大変深刻な状況にあります。将来にわたって林業労働者が安定的に確保する事が課題と考えております。この様な中で昨年、釧路管内において釧路地域林業木材産業担い手確保推進協議会を設立いたしまして、北海道市町村そして森林組合、林業企業体それぞれが構成員となりまして、釧路地域林業木材産業の担い手確保に関する取り組みを図るべく活動を開始したところでございます。本年度はその設立2年目になりますが、主な活動実績といたしましては、各種企業相談会への出展、企業相談会の出席、それから就業フェアの出店、管内高等学校への出前講座、それからSNSなどを活用した林業木材産業のPR活動を現在実施しております。

なお、本町におきましては昨年10月に伐採作業、それから製材会社で加工体験が出来る林業お試しツアーも実施しております。それから本年になりますが、2月14日に霧多布高等学校に出向きまして出前講座を協議会として開催して霧多布高校生に町内の林業活動はもとより、管内の林業業界それから木材の利用促進に向けたそれぞれのPR活動を高校生に対して行っております。今後もこの協議会を中心に林業労働者確保へ向けた取り組みの強化を浜中町としても積極的に図ってまいりたいと思っております。

それから3点目の林業大学の御質問でございます。御質問のあったとおり北海道が平成32年4月の開校を目指しておりました林業大学校は、本年2月に北海道立北の森づくり専門学院に名称が決定しており、旭川市の道立総合研究機構林産試験場に併設する形で校舎を設置することが決定いたしました。林業大学校は道内林業木材産業の即戦力となり、将来的に企業などの中核を担う地域を根ざした人材を育成することとしており、2年間のカリキュラムを経て道内の林業木材企業、森林組合など幅広い就業を期待しているところでございます。御質問のありました林業大学校との地域連携につきましては、実践的に教育に不可欠となる基礎実習や実践実習などを効率的に実施するため根釧地域を含め道内7地域において実習フィールドや施設の提供インターンシップ先の助成、学生の宿泊や移動といった受入支援などに関する連携協定を締結いたしまして各地域の実情を踏まえながら関係する市町村や企業、教育研究機関などと連携強化体制を構築することとしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 大変詳しく説明いただきましてありがとうございます。

それで再度確認したいんですけど、先ほど申しました様に農業、漁業、商工業については、町独自に後継者対策という事で制度を設けております。確かに農業、漁業、商

工業においては直接的に後継者対策という事では理解しているのですが、もう少し広い意味で考えますと、林業においても個人業ではない関係で、後継者ではないですけど林業の担い手を作るという意味では、やはり後継者であろうと私は考えます。それで先ほどあった様に、現在その従業員数は足りているのかもしれませんが高齢化率も進んでいて、その中で若い人材を町内の林業関係に従事してもらう様な対策を町として考えるべきだと私は思うんですよ。それで林業大学の授業料が15万円位というふうに聞いているんですけども、この授業料を学校を卒業して町内に帰られてきて林業関係の仕事に従事されるという様な条件もあると思いますけれども、町独自の支援体制が必要かなと思いますので、その辺の考え方も伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えいたします。議員おっしゃられたとおり現在、浜中町それぞれの林業企業体に就業する方の人数は、決して足りている様な状況ではないという事で各会社の方から伺っております。

また今年度から製材会社における職人さんと言われる方の退職が徐々に始まるという事を聞いております。この問題が非常に深刻となっているので再雇用制度も会社として設けておりますが高齢化によって、作業も限定されてくるという事もありまして、その後の資格の取得に関する事も企業としては、力を入れていかなければいけないという事も伺っております。人材につきましては、決して足りていないという状況があるという事の様です。それから林業大学校との連携の話を先ほどさせてもらいましたけれども議員おっしゃるとおり、この林業大学校の主たる目的は、道内の林業体の就業者を確保するという事が目的となっております。そういった意味では、釧路地域においても浜中町にどの様な林業事業者を確保できるのかという事を町としても考えていかなければならないと思います。これまで31年度の予算しか提案させていただいておりませんが平成36年度から森林環境税が導入される事に先立ちまして平成31年度から森林環境贈与税、こちらが市町村に交付される事になります。限られた財源ではありますが、この森林環境贈与税の主たる目的は、森林の整備を進めていく事、それから担い手の確保それから木材の普及PRその様なものを主たる目的として活動しなさいよという事で贈与税が31年度から交付される事になっております。議員から質問があったとおり、この担い手確保の部分につきましては、大変大きな問題だと思っております。就業者確保を行うための支援策というのは色々考えられると思いますので議員から御提案

ありました例えば大学校を卒業して町内の企業に就職した場合には、授業料を免除するとかの授業料免除制度も一つの案だと思います。先ほどお話しをしました環境贈与税などの財源を活用しながら担い手の確保に繋がる様な施策に出来る様に努力してまいりたいと思っていますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ぜひ有効な制度等を考えてこの林業における担い手対策にも生かしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。第1章4節の商工業の振興及び5設の観光業の振興について伺います。商工業の振興の分野では、魅力ある商業空間づくりとして浜中町出身者であるモンキー・パンチ氏の作品ルパン三世のキャラクターを生かしたPR製品の作成や商店街等の空き店舗の有効活用により元気で賑わいのあるストリートの整備を図りますとあります。

また観光の分野ではルパン三世を活用した観光の推進として霧多布市街地を拠点にルパン三世を活用した空き店舗の利用や情報の発信、イベント等の開催による観光客の増大に努めますと明記してあります。平成23年9月の補正からルパン三世地域活性化プロジェクトという科目が設けられ、初年度964万円の予算から今年8年間で約総額8,000万円程度の事業展開をしております。事業費の約8割はルパンプロジェクト運営補助としてフェスティバル等のイベント開催に充てられてきた事と思っております。確かにイベントによって多くのルパンファンがいる事は分かりました。また、一昨年から岬まつりとの共催によって地場産食材、景勝地等のPRにも繋がっていると考えております。ただ私が個人的な感想かもしれませんが、このイベントでの盛り上がりというものが一過性のもので終わってしまう様な感じがあり、経済の波及効果についても限定的なものであるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺どの様に捉えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。この活性化事業につきましては、平成23年度から議員おっしゃいますとおり30年度までにルパン三世キャラクターを活用しまして霧多布市街地の街灯サインに駅舎の装飾、仮想店舗の設置などの町中装飾、また、交通機関への活用としてJR北海道花咲線へのラッピングトレイン、釧路バスのラッピング、タクシーへのラッピングそして、事業シンボルとしてルパン三世フェ

スティバルを開催しているところであります。これらの事業を検証するという事で、平成29年10月、町内外7名で構成されるルパン三世による地域活性化事業諮問委員会なるものを設置して、これらの検証をしたところであります。この結果、まちなか装飾の劣化や活用不足、町民のルパン三世事業への理解不足、ルパン三世フェスティバルの継続、夏場中心の集客から通年型へ役場新庁舎との連動など5つの課題が出されているところであります。これらの対策としまして一過性のフェスティバルではなく、1ヵ月間のキャンペーンスタイルに展示したりという課題解決に向けた提案が成されているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 1ヵ所のイベントだけに頼らずという様な考えなのかなと思っております。その1ヵ月の期間、町で行っているうまいもん市を模様替えしてロングランでの行事を考えている様に受けとめていいのかなと思います。1ヵ月でのキャンペーンという事で具体的な中身は、これからという事なんでしょうか、この考えを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。先ほどもお答えした様に1ヵ月間のロングランの中で例えば声優さんが来る日は、スペシャルデーなどという事で今までどおりのフェスをやり、その1ヵ月間の中でスタンプラリーとかモンキー・パンチコレクションをロングランで提供するなど、去年は中止になってしまったんですけども地元霧高生との交流などの事業を図って町民が一丸となって参加していただく様な活動をしていきたいという事でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 5期総合計画の中にある商店街ストリートの整備による活性化とありますが、これはどの様なイメージでこの様な文言になって、どの様なものを目指しているのかという事について伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。現在、町内の商店街は、空き店舗が増加しまして空洞化している状況になっております。これらにルパン三世キャラクターを活用しまして仮想店舗など期間限定の閉鎖店舗の開設など町民が集う商店街ストリートを目指したいとしております。特に商店街に観光客や町民が気軽に立ち寄れるコ

コミュニティーカフェなどを商店街の賑わい形成のために創設したいという事で謳っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 空き店舗になってしまって、降りてしまったシャッターを再度開けるという働きを目指すという事は何となくは分かるんですけど、問題は、この商店街の方々、地域の方々、要するに町民の思い、気概、この様なものが伴って初めて事業というものは成功するのかなと思うんです。その辺の話し合いは出来ていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。これらにつきましては、今プロジェクトの中で具体的に場所の方も特定できているものです。それらを活用できる場所を探して使えるところをプロジェクトの中で協議して事業化していくという事がございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） そうではなくて商店街の活性化を図るという意味で、地域としての思いや考えは共有されていて、自分たちも何が出来るのかまで考えて行く様な思いがあって初めて成功するんじゃないのかなと思うんです。その様な話し合いはされているのでしょうかという事で伺ったんです。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 先ほども申し上げましたとおり、諮問委員会からの課題の中で町民のルパン三世事業への理解不足という事が言われております。それらを解決する意味で、まずは若い霧多布の高校生たちの連携、あとは商店、商工関係に関係なく漁業者でも農業者でもキャラクターを活用できる様なセミナーを実施し、事業展開を進めたいとしているところであります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 大事になってくるのはそういう事だと思うので、ぜひこれは、しっかりやってほしいと思います。それと、これは私見ですが、ルパン三世の活用の狙いというのは、ルパンの根強い人気による集客力がある事が魅力だと思うんです。このルパン三世を町として活用できるのは、多分浜中町だけで、モンキー・パンチさんの承認、日テレさんの承認がありまして、唯一ルパンを売り出せるのが浜中町なんだと私

は思うんです。それを活用する狙いとしては、ルパンというネーミングで多くの人に来てもらう様、浜中町の良さ、食材あるいは景観、風土、この様なものを体感してもらう中で浜中町のPRに繋がってくるのかなと考えます。先ほど1ヵ月間のロングランって言いましたけれども、私は観光シーズンを通した中で、いつ来町されても浜中町の良さを体感できる様な食材や景観等の様な体制づくりといった方向性、その様なものが必要になってくるのかなと思います。先ほど道の駅の話も出ましたけれども、私は、道の駅という言葉がいいかどうか分かりませんが、いつ来られても良さを体感してもらえる様な体制づくりは、必要になってくるんだろうと思います。それで私はやっぱり道の駅というのは、先ほど9番議員は、地場産食材等の活用という事もありますけれども、この観光という意味合いで道の駅的なものの存在が必要なのかなと思うんです。今、総合計画策定に向けての質問ですので、ぜひ方向性を6期総合計画には載せるべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ただ今、商工観光課長からもお話しましたけれども、その為に今しっかり努力しているんだという事であります。食材、観光そして体制づくり、体験できる事、その事業が観光に結びつく方法も含めて検討していく事だろうと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ぜひ6期総合計画に反映させていただきたいと思います。

次に入りたいと思います。第4期総合計画では、資源の活用を生かし新しい産業をおこすとして中小企業の経営体質強化に向けた指導支援を充実するほか、企業家の育成、誘致などによる新たな事業や雇用の確保に努めますと明記してあります。これが現在の計画には、誘致という文言が入っておらず企業誘致というものが入っておりません。例年の町長の執行方針の中では、企業振興条例に基づく支援をしていくという事が書いてあり、誘致に取り組むという事なのかなというふうに理解したいと思います。近隣の町村では、野菜の栽培施設であったりウイスキー工場またはバイオマス発電施設、日本語学校など様々な分野での企業、事業所の誘致というものに取り組んでおります。もちろん事業内容にもよりますが、人口減少対策の面からも、この様な事業所、企業の誘致に向けた活動は必要なのかなというふうに考えます。その機会がある時には、積極的に取り組むべきではないかと考えます。

その上で伺いますけれども、4期、5期計画期間ですから19年間、この期間内に企業振興条例これに基づいて固定資産税等の減免等の措置なんですけれども、この条例を活用した事業所件数及びその中で新たに新規として利用された件数はあるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。企業振興条例の指定対象件数と新設件数でございますが、浜中町文書編さん保存規程によりまして10年間の保存となっております。平成20年度からの分となりますので御了承いただきたいと思います。平成20年度から30年度までにおいて指定対象件数は8件ございました。そのうち新設件数は5件となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この条例の中には、3条でこの企業の規模の定めがございます。その規模までは達しないけれども、もう少し小規模な事業所この様な誘致も必要じゃないのかなと思うのですよ。この条例の規定から外れるけれども人口減からの対策から雇用も生まれるだろうという考えの中で事業所の誘致に向けた支援も必要ではないのかなというふうに考えます。例えば別海町でもやっている様なテレワーク、残念ながら前回の光回線の関係につきましては難しいということでした。この光回線につきましては、光回線までは必要ないけれども事務所があれば色々な事業展開が出来る企業や事業者があると思います。そういう事業所などがあった場合、例えば閉校となった校舎、使わなくなった保育所等を事務所として提供するなどの支援策を考えながら誘致活動を図っていく必要があるんじゃないのかなと思うんですけれども、その考えを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。浜中町企業振興条例につきましては、新設する場合の投資額は2,000万円以上という事になっております。それ以下の部分は対象にはなりません。この前段にあります過疎地域自立促進特別措置法がありますが、そちらでは2,700万円以上の投資という事で浜中町独自に2,000万まで下げている状況であります。これ以下という事になれば検討しておりませんので今後の課題になるのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） そういう事を聞いていないです。この条例で定める規模までいかなくても企業なり事業所があった場合には、独自に支援というものを考えられないか。条例での支援は主に固定資産税を免除しますよという内容かなと思います。そうではなく条例で定める規模以下の事業所など、例えば提案があった場合に町として条例を満たしていないので出来ませんではなくて、例えば空き校舎や空いている保育所そういう支援策で企業の誘致に取り組む考えはありますかという事で聞いております。

○議長（波岡玄智君） これは、町長の施策に対する意見、提案という事でありますので町長の判断が必要だと思います。町長の方から方向性等について現在、質問者にする考え方があればお答えください。

○町長（松本博君） 今の質問は、条例化されている事についてはいい、もう少し規模の小さいものに対して支援できないかという事だと思います。確かに固定資産の関係ですから2,000万円とか大きいものがありますけれども、チーズ工房を開いている方がいますけれども色々な事業などを利用してあります。この条例に関係なく補助事業とかの形で規模の小さいところもあると思います。この条例とは関係ないですけれども農業ですとか町で行っている産業振興資金、色々と各種持っている事業を積極的に使ってもらいたいと思っています。制度としては、決まっていませんけれどもあらゆることを相談されれば支援していきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 昨日、総経委員会からの調査報告という事で、商工会を通じて株式会社ビオラという企業ですが、縁あって商工会と繋がり浜中町とも繋がった訳です。もう少し具体的に言えば、富士計器さんからの紹介で商工会と通じたという話でありましたけれども、この企業が持っているノウハウというのは、昨日の調査報告の中で報告したとおりであります。やはり民間が持っている能力というものを生かしていくべきかなと考える中でビオラさんが道東支店というものを構えた中、自社でその運営をしながら活動したいという考えをもっておられる様なんです。これはチャンスかなというふうに私は思うんですよ。先ほど言っている条例以下の支援策というものを考える中でチャンスがあった時には、こういう応援をするという事で、浜中町に来て下さいと言う様な取り組みが大事じゃないですかという事で伺っています。このビオラさんからの提案が商工会からあるのか、ないのか、ないとすればその様な方向で商工会と詰めていく考えはないのか、浜中町に来て活動してもらおうという考えはないのか伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 今の話は、企業条例に関わっての捉え方ではなく新たな視点で伺っていますので、混乱しないで御答弁いただきたいと思います。

○町長（松本博君） ビオラの関係については、浜中町でも活動したという話は聞いております。その中で何をしたいかを商工会を通じて協議があって初めて支援や協力が出るんです。ビオラさんが来るという事は聞いておりますけれども、その中身については、これから協議するものだと思っています。まだ来ていませんので、これからだと思います。支援する、協力する、協調するという事を町にとって良い事であれば積極的に協力していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 仮に商工会等を通じて町に相談等があった場合には、積極的に前向きに考えていくという考えで宜しいのかどうか再度確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 現在ある中小企業特別融資や産業振興資金の商工機器の貸付がございますので積極的に支援してまいりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 次に第2章第1節の土地利用という項目では、定住促進を図るため明記してあります。また、第8次行革大綱の中でも自主財源の確保という観点から同様の文言が載っております。これは第4期計画では記載がなく、その必要性から現在の第5期計画に反映されたものではないかというふうに考えております。その上で9年間の遊休町有地の売却等に対する取り組み、実績について伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 御質問の遊休町有地の売却の関係なんですけど、実績という事で、この9年間というお話でございましたけれども、直近の5年の中では、特に町有地の普通財産の宅地、ここの部分の売却という事で事例を申し上げますと、町から借り入れてそこに住宅を新たに新築した際、町の用地を自己の所有にしたいという事で、その場合には随時その要望に答えながら売却しているという事、あとは事業で例えば駐車場にした所の売却が、平成26年1件と平成27年1件が実績としてございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今、宅地という部分で何件か売却があったというお話でありました。私が住んでいる茶内地区の場合、現在は、民有地での住宅建設なりアパート建

設が進んでいまして、町有地もあったのですが聞いたところ賃貸契約だというお話もある中で第6期総合計画を策定する上で売却等に向けた考え方を盛り込むのか、もう少し踏み込んだ文言で盛り込むのかも含めて短く答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 町有地の宅地に利用できるのかなというところもありますけれども、売却のルールも公平につくり上げて次期の総合計画の中にも盛り込んでいくという事になっていくと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 時間の関係もありますので、若干順番を変えさせてもらいます。

第4章第1節の学校教育の充実という面では、教員住宅の整備というところがありまして老朽化した教職員住宅の建て替え改修を計画的に進めます。それと校舎、屋体の耐震化改修という事で、この計画の整備をするという事ですけども、耐震改修については既に終わっていると考えるので、校舎屋体の耐震化という部分は、この事業として役目は終わったのかなというふうに考えているのですが、それでいいのかどうか。

教員住宅につきましても、現在民間のアパートなりを活用するのが主流となっている中で同様にこの様な文言を次期計画にも載せていくのかどうか極力簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） お答えいたします。校舎屋体の耐震化につきましては、終了してございます。教員住宅につきましても、現在第6期の策定委員会の方で色々話されておりますので、それに基づきまして第6期の方にも位置付けしまして継続的に教員住宅の改修等を進めてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 霧多布中学校に関してですけども、作成された長寿命化計画の中では、今後4年間をかけて校舎と体育館を含め、年間7,000万円程度の予算の中で、4年間ですから2億8,000万円位になると思うんですけども、長寿命化計画を進めていく中で、今後10年の各中学校の生徒数を現在の保育所5歳児、4歳児、3歳児の数から割り出してみました。

霧多布中学校は、現在58名から35名、散布中学校は20名から17名、浜中中学

校は24名から17名、茶内中学校は58名から52名にと、単純計算でこの様な数字が出てきます。合計しますと10年後には現在160名から121名になると考えられます。更にその10年後については、資料がないので計算できませんけれども、前回お願いしてある地区別の年代別人口推計が出れば割り出せるものかなと考えます。想定では、100名を切る様な時期が来るのではないかなというふうに考えます。そこで今後10年、15年先この霧多布中学校の移転を含めた適正化というものが見通せるのであれば、この4年をかけて大規模に改修する長寿命化計画、これを極力必要最小限に留めて圧縮を図るべきではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 議員が言われましたとおり長寿命化改修につきましては施設を80年間使うという様な事が基本でございます。20年、40年、60年でそれぞれ大規模な改修をするという事でございます。今言われたとおり非常に児童の生徒数が少なくなってきたという事も今回の教育文化部会の中でも協議されてございます。この様な事も含めまして学校の適正配置も含めまして、第6期の総合計画の中で検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 長寿命化計画の関係でございます。これは学校ばかりではなくて全ての施設に該当しますので総合的な考え方を御説明申し上げたいと思います。議員おっしゃるとおり今後の人口減少それから平成初期に一気に建てられて一遍に維持補修費がかかるという事が危惧されているところでございます。当然、人口減少になりましたら二つの建物を一つにという事にもなると思います。更には新しく建てるのではなくて長い間使うためにという事でこの計画がございまして、必ずしも先ほど管理課長申し上げましたけれども計画に載っているからという事で、その通りに事業が推進されるというふうには考えてございません。これから総合計画の策定中でございますけれども各町民の方からも意見をいただいておりますので、その内容を揉んでプロジェクトも組んでおります。そういったものを勘案しながら事業を実施していくという事になります。ただ、万が一、長寿命化にしなければいけないという事になりますとこの計画がないと財源が確保できない、その為にこの計画を急いで作ったという事でございまして御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 良く分かりました。必要な状態を見ながら計画の中で進めていくというふうに捉えたいと思います。

それで霧多布中学校が移転になり改築されるまでには相当な年数が必要なんだろうと考えます。その中で現在、霧多布中学校、霧多布高校の津波避難計画、これは前回の質問では揺れが収まってから5分後に避難行動を開始して現在の避難場所MO-TTOかぜてに逃げる、ほとんど時間的な余裕がないという答弁でございました。それで一般の方が1人2人で逃げる場合は、5分での避難行動の開始は可能なんだろうと思います。しかし集団行動という観点から考えますと、例えば今避難しなければならないけれども3人来ていないという話には当然ならない訳です。この時間的な余裕がないという部分を見直さなければならないと思うんですよ。私が考えるのは、現在進んでいる新庁舎に付随する新たな避難道路が完成する訳です。これが完成した後は、霧多布中学校、高校の避難場所を湯沸山というふうに改めて、時間的な確保を図るべきではないかなというふうに考えます。これについて伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。学校での津波避難の関係でお話でございました。やはり学校の避難に関しては様々なリスクがあるという事は承知してございますし避難の困難さ、色々な想定がされる訳でございます。現在、学校の避難に関しましては、津波の避難計画等もございまして、町においては津波避難計画、これに基づいて地域ごとに避難道、避難経路、避難場所を示し、学校側で計画を立てられているというふうに承知してございます。湯沸山の避難道が完成すればそちらへという事でのお話がございました。現在、霧多布中学校、高校につきましては近くに高台がございませんで遠くの高台へ低い場所を通り車で移動するという大変リスクを背負った避難の状況になっているという事でございますので、これにつきましては、現在専門家からアドバイスを受けている中で検証、見直しをしていきたいと思っております。やはりリスクを回避するという事で、例えば避難方法も1つではなくて複数を用意するだとか垂直避難という事も考えていかなければならないと思っております。垂直避難とは、建物の中の上部に避難するという事も考えていかなければならないというお話もございまして、様々な観点から避難対策を検討して津波避難計画に反映させていきたいと考えてございますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 集団での移動という事を考えまして最善の方法を考えていた
だきたいと思います。これは議長への最後のお願いですけれども現在、第6期総合計画
策定に向けて各部会で色々な提言、意見等がでてきている事と思います。これを資料として
示していただきたいなと思うんですけれども、その旨ご配慮いただければと思います。
終わります。

○議長（波岡玄智君） 今の要請については、後刻その取り扱いについて申し上げたい
と思います。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 1 2 時 2 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私は、道の駅構想実現のための基本的問題について質問したい
と思います。

道の駅構想について、浜中町商工会が昨年末に地域産業振興と交流の拠点、道の駅浜
中整備についての提案が示されました。提案者は浜中町商工会ではあるが、もともと、
道の駅を政策に掲げたのは浜中町長であるので、その立場で回答をお願いしたいと思っ
ております。

その道の駅構想の案を読んでの感想ですけれど、道の駅の本来のあり方、どんな分野
で運営ができるかなど、浜中町に合わせての提案となっています。計画は立てるが、い
かにして成功に向かわせるのか道筋が定まっていません。しかし、浜中町に道の駅をつ
くるにあたって、基本的問題は何をどのように考えているか、道の駅を利用してくれる
客をどこに求めるかであります。

昨日の議会で30年度の一般会計最後の補正予算の審議の中で、地域おこし協力隊員
の募集が、なかなかふさわしい人員が現れないという議論がありました。それは利便地
である都市部に住んでいて、後に、不便地域である田舎に移住してきた人で、まちづく
りに興味のある人がふさわしいという議論がありました。道の駅構想でも、地域おこし
協力隊員の発想を大切にしてはどうかと私は常日頃考えてきました。その人材は幸いに
も、この議場に2人いらっしゃいます。1人は函館から教員として釧路管内にやってき

て55年、そのうち35年間浜中町に住んでいる私で、私は鮮魚の仲買人の息子で、大学に通う間、毎朝4時から競りが終わる7時半まで函館の鮮魚卸売市場で手伝っていたので、魚介類のおいしさはよく知っております。もうひとかたは、札幌圏の酪農大学を卒業し、ここ浜中町に45年近く住んでおられる松本博現町長です。卒業後ずっと農林課で仕事をされ、浜中町の農業に精通されております。勝手ながら、この2人に質疑応答をさせ、進めたら、わかりやすい議論になると思いました。

私は基本的には、できるだけ多くの町民が自分が作った物を販売し、町民が作った物を買って楽しむ。それで町民が喜んで、楽しみにして品物を買って、楽しめる場所にしたかどうかと考えています。

初めに、一般的に見られる道の駅構想が、我が町に容易に適用されるかを考えてみたいと思います。次の1、2点は、事務方の課長さんが調べている件ですので、まず、質問したいと思います。

1、人口問題。2017年度で浜中町は5,900人、厚岸は9,400人。地理的に釧路市に近いこともあります。根室市2.7万人。人口的なギャップについて、他市町と比べてどうなのか、感想を求めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの1つ目のご質問にお答え申し上げたいと思います。確かに浜中町5,900人、隣町両隣に比べて少ないというのは事実でございます。これは昔からずっと、多い、少ないっていうことになりますけれども、ずっと少なかったのかなと思っているところでございます。

道の駅建設ですけれども、市町村と近隣市町村の人口についてどう思うかっていうようなご質問なのかなと思います。あくまでも一般論なのかなと思いますけれども、道の駅ですね、国道等の幹線道路の側に整理されると。利用者は、町民の方も利用するのは当然ですけれども、多くは観光客だったりという事で、よその町から来るのが主なのかなと。そういうことを考えると浜中町、例えばですけど、根室市の通過地点になります。そういうことで考えますと、人口が少ないからといって、そんなに道の駅の建設には大きく関わってこないのかなというように考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 2つ目の質問ですけれども、観光客の入り込み数は2017年度で浜中町、厚岸町、根室市では何人、特に冬季間の入り込み数についてわかれば示し

ていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 観光客の入り込み状況についてご説明申し上げます。

浜中町では年間43万1,400人、10月から3月の下期になりますが、これでは10万8,800人、割合で25%となっております。お隣の厚岸町につきましては、年間で44万9,100人、下期では14万3,800人で32%。根室市におきましては、年間で39万7,100人、下期では10万3,700人で26%の入り込みとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） はい。今、浜中町で43万、厚岸町とも同じ人数のように言われましたけれども、その数字は冬季間の数字で正しいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 43万1,400人というのは、年間の入り込みです。

冬季間、気象庁で言う冬季間というのが12月から2月になっております。その期間では、浜中町では3万6,700人です。厚岸町では3万4,900人、根室市では4万7,200人となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 特に冬季間などは、数にしても入り込み数が少ないということと、それから特に浜中町では、本当にね、日常的に、ここの1の通りを歩いている人や、あるいは、茶内の駅前通りを歩いている人がほとんど見当たらない。それでもって道の駅を建てても、その道の駅に何人の方が集まってくるのかってというのは、これを道の駅のことを考える場合、皆さん相当悩むのではないのかなと私は思います。

私は、道の駅の中身を町民が売ったり買ったりするという、多くの町民が参加する、そういうような道の駅にしたらどうかなというふうに考えます。それで、どんな物が浜中町の特徴を表す道の駅としての食材かといいますと、こんなことがありました。どんな食材を特化して販売したらどうかでありますけれども、海のことを挙げれば、私は第1弾にホッキ貝です。これは、霧中に赴任した5月の連休に、私は休みを返上して職員室で仕事をしていたら、担任していた元気な1年生が3人ほどバケツに二つ、後で「これはだめなんだぞ」と漁師に聞いたんですけど、ホッキ貝を掘ってきたから先生食べてと来ました。そのホッキは、大人の使うソフトボールの大きさのホッキでした。見た瞬

間、これはすごい、北海道一のホッキだと私は思いました。浜の人達が贅沢にして食べていました。ホッキの刺身、ホッキをフライにして、キャベツを千切りにして、ホッキステーキにして食べたり、ホッキご飯にして食べていたのを私はいただきました。すばらしいところに赴任したものだと思います。

ここから、浜の私と、山の町長とのやりとりをしたいなと思いますが、よろしく願いします。

町長は、農業主体にやってきて、山の食材としてどんなものに目が行き、浜中農民の誇りとか感動という食べ物は何でしたか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 大変難しい質問で困っていますけれども、農村のところ、私の仕事は農業でしたから、当然ミルクの生産含めて、その生産にまつわる、かかることが多いの仕事でありましたから、一番最初に思ったのは、やっぱり牛乳だって思っています。

ただ、農村から何が出てくるかって言ったら、当然、特に牛の牛肉も含めてでありませうけれども、プラスやっぱり野菜が出てくると思います。農村から野菜も出てきた、というのは感想として今あるところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） まず、ここの牛乳。それが主で、加工品もあると思いますが、野菜があるという、この野菜を浜の方々が大変待っているものだと私は思います。目にするのは秋口の大根だとか、夏の初めの白菜だとか、それからキャベツですね。これらの野菜は甘くておいしいです。いただいて、台所に置いておくと、1週間で底の方がちょっと腐ってくるんですね。農薬をほとんど使ってない。店で売っているこれらは、なかなか腐らない。農薬が使われているのか、食べて苦いんですよ。そういうことから、浜中町の酪農家が、農家の方々が自家用として食べている物を我々分けてもらうんですけど、それっていうのは、私は、浜の人に食べていただく食材としてかなり良いものでないのかなと私は思います。ほかに浜では、鮭、鱒、毛蟹、花咲蟹がたくさん獲れていまして、本当にいいところに来たもんだなと私は思いましたが、たくさんある浜中の好きな中で、魚がうまいというのが大きな問題で、4年目にして家を建てました。最近漁がなく、資源の回復を待つしかないと思いましたが、秋刀魚の刺身や秋刀魚のたたきの味噌味のもの、冬の越冬品として各家庭で作っている飯寿司。鮭の飯寿司、ホッケの飯寿司、アブラコの飯寿司、蛸の飯寿司がたくさんあります。いくら食べても飽きませ

ん。自分も11月頃から作り始め、年末からお正月にかけて食べていますが、味はまずまずです。この飯寿司は、私は漁業の現場で働いていた加工場がつくる飯寿司が樽ごと、小さな樽で売っているものもあれば、四角い箱に入れて売っているものもあって、うちでも売っていました。

しかし、ここのお母さん方が、浜の母さん方が作っている飯寿司は全く別のものでした。もう本当にいくら食べても飽きないすばらしいものでした。私は、これを復活、復活っていうのは、ちょっとあれなんですけど、お母さん方が、私来て35年になりますけど、皆さん歳をとってきて、亡くなられた方もおましてね。そこのおいしい味の飯寿司が継承されてない部分もあります。そういう点では、私はこれを継承して売り出したらいいかなと、そんなふうにも思っています。母さん達がグループになって、飯寿司を樽にして、1グループが10樽くらい生産して売り出してもいいのかなと私は思いますが、数ある中で、こんなこともどうかと思いますが、町長、山の方では自慢の食材にどんなものがありますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） やはり、野菜からできるとすれば漬物が各家庭の味になっているのかな、と今思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） はい。ありがとうございます。

漬物でも色々な種類の漬物が山から海へ流れてきますね。おいしいのは、大根や蕪の、失礼、たくあんと蕪の粕漬けだとか、あるいは、何て言うんですかね。ポリポリっていうキノコですよ、正式な名前がちょっと出てきませんが、あれを塩漬けにしたものをいただいたり、あるいは、自分のところで採ったラワン蕨など太い蕨ですね、これを5本とか6本とかいただいて、ちょうど春先の鱒が獲れた時期に、この蕨と鱒と一緒に煮付けると大変おいしいものができるって、こんなすばらしい面もあると思うんですね。

農産物や漁業、海からのもののほかにも町民が作っているものには驚くものがあります。火散布のサラリーマンのお母さんが、昔の耳の形をしたかりんとう、耳かりんとうを作っている方や、これなんかは本当に素人とは思われない美味しいかりんとうを作っています。

今年もホッキ漁が3月18日から始まりますが、ここ数年、ホッキご飯をパックでい

ただいております。いろんな家からホッキご飯をいただいておりますが、すべておいしいです。飯寿司もおいしいです。これに、生産者の名前をつかって、さっちゃんの飯寿司だとか、ともちゃんのホッキご飯とか、そういう名前で売り出し、1回食べたら忘れられません。

山の方に目をやりますと、町長が茶内に住んでいた頃、町長の家の周りが花でいっぱいなのをすごいなと思って感心して見ていました。種から育てた花を鉢にして、家の周りにずらっと並べているんですよ。町長のあの家の周りを考えたとき、その花を鉢にして売り出すとか、食材以外のものにも、浜の人達が買いたくなるものも、求めたくなるものもあるんでないのかなとそんなふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） なんか質問通告とは、全然違うような質問になってですけども、この花を売り出すことについては、趣味の世界だけですから、そういうふうにはならないと思います。私、一応公務員ですから、花を売るようなことはできないと思うんですけども。ほかの商売はできないというふうに思っています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員に申し上げます。

一般質問ですからどのような内容でも結構と思いますけれども、施行論議はほどほどにして、政策論議の方にひとつ踏み込んで、本題に戻ってですね、議論していただきたい。この様に思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 長い道のりをきましたけれども、道の駅を作る上で、最も大事なものは、浜中町の道の駅が、町民や、あるいは観光客に向かって何を売り出すのかということが、私はこの問題の中心点にあると思います。

それで、次の方に移りますが、大きな建物を建てて道の駅を作る前に、質問項目にもありましたように、石川県の輪島の朝市や、あるいは高知県土佐の日曜朝市など、これは我が町でも、それぞれの生産者、あるいは町民が作ったものを街の通りを利用して、店を出して、皆に来てもらう。いろいろ場所を私考えていました。茶内の駅前通りはどうだろうかとか、いや、あそこは交通の便悪いなとか。それから、神社の境内にお祭りのとき並ぶあれが狭いなとか、あるいはコミュニティセンターにそういうの出せないかと。

私は、名づけて浜中土曜昼市ですね。朝の10時半から昼の2時半位まで、土曜日1日

に限り、昼市を作るということでもあります。それで、朝市は、農家さん、農家の方も漁師の方も、もう仕事で忙しいんで出店はできないと思いますが、10時半頃から2時半頃まで、直接本人が来れなくても、だれかに頼んで売ってもらうだとかね、そういう、浜中土曜昼市、直売所ですね。こういうものを、10年くらい続けて開催する。場所の方は、最近思ったんですけど、浜中の農協でやっているガソリンスタンド、それからコンビニの道路挟んで向かい側の牧草地のような広場ですね。あの辺りを昼市の場所にして、あそこで農村から40件ほど、30件でもいいんですけど。それから、漁村から30件ほど店を出して、そして、町民主体に物を売ったり買ったりするという、そういうことを、どれだけ町民がこの趣旨に賛同して、売り物を用意して作るかどうか、ということに掛かると思うんですけど、こういう場所を町が企画して、そういうお母さんたちや生産者を集めて説明して、また、そこに集まった方々のその話を聞いて、この昼市の開催ということを考えてみてはどうかなと私は思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） これはひとえに町長が答弁しなければなりません。

町長、答弁願います。

○町長（松本博君） お話を元に戻したいですけれども、私の28年度に執行方針で載せた道の駅構想というのは、あくまでも本町の産業振興がある、それに繋がる、最終的に繋がってもらいたいというふうに思って道の駅構想を作りました。そこには当然、海のもの、そして農村から出てくる産物含めて売れたらいいなと思ってますし、その当時はトントスも出てきてましたし、いろんな企業も生産しているものがあるとすれば昆布の加工もそうなんですけども、そういうものが売れたらいいなと思ってましたので、決して農家の方が30件、漁家の方が30件、そこで営業許可を誰がとるのかということも含めて今、言ってるのは、農協さんとか漁協さんが入ってきて、たぶんその営業許可だとかできると思うんですけども、例えば、以前、浜中町でやっていたテント市ってありましたよね。テント市の時だって、あれはたぶん、商工観光課の方で許可をとって、売られたと思います。そして、農村の方からは、野菜を作っている人たちが参加してもらって売ってもらっていた。そして漁村の方はたぶん組合を中心に売られてたっていう仕組みでは、以前はありました。

今はまだ具体化にもなっていませんけども、やはり、町で採れた産物をしっかり私としては町民の方も手に入れてもらいたいし、また、車で通行している人たちが道の駅に寄られたときに買ってもらえれば、というふうに思っている道の駅構想であります。

そういう意味では、団体を中心にして、その中には許可を持って個人で参加するっていうのは構わないと思うし、これからの取り組みの協議の中で話がされればいいということですので、私の言っていた構想はそういう形で考えていました。ですから、個人で売ってというふうには考えていませんでした。

今言います。それだけです。まだそのことが具体化もされていませんから、これからの話ですから、どうなるかわかりませんが、今は考えつかないなと思っております。提案はされましたけど。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） いろいろ前後がありまして、中にはご説明している部分も質問の中にはあったんですけど、私は、この道の駅構想というのは、町それから産業団体、商工会それらが本当に柱になって、「この道の駅は、こんなふうにやりますよ」というものだと、町長の言うとおりであります。

しかし、私がなぜ今ここでこういう提案をするかっていうと、そういう産業団体が前面に出ると、町民は引くんですよ。何というか、そういう団体に任せておけばいいんだと。私は、町長がこの道の駅構想を2年前に提案して、今日の午前中の答弁なども考えても、もう少し時間をください、もう少し時間をくださいという、その部分が、何かかっていうと、私は、町民の多くが参加して道の駅を作るんだと。道の駅の中心は、浜や、山や、それから一般市民の方々の手作りのものがどんどん出てくる。それを10年間やって、何が浜中町の売りになるものかどうかっていうものを、みんなで確かめて、前段で、その心臓部分をこうやってやるべきじゃないのかというのが、ちょっと言葉足らずだったんですけど、こういうでっかいものをやるには、やっぱり町長始めとして、産業団体も、その町民の動きをバックアップするような形で、やるという道が成功の道ではないのかなと、私、これしかないと思って今日の説明に至っております。抜けているんじゃないかなということ言えば私は、町長あるいは町や産業団体が、一体となって道の駅構想、町民がみんな参加する。買う人も土曜日が楽しみになるような、そういう取り組みを受け入れて、やってはどうかなっていうそういう考えでありましたが、理解できましたでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 現在、議員の考えていることは理解できたかという最後の質問でありますけれども、逆に私の考えている道の駅構想もちょっと違うんですね。明確に

考え方が違うし、逆に、なぜ4団体が出てもらうか、前面に出てきてもらうかと言ったら、各産業を代表している組織でありますから、そのことは了解されるということ、参加する、いいねっていうことになってくると農協の方が言ってくれば、農家の皆さんも参加してくれていると。漁家で言ってくれているとすれば、漁組の方々も理解してくれている。私の言っている構想は、4団体の方々と意思統一を図ってやっていけたらいいなっていう最初の道の駅構想でありました。

ですから、これはまだ変わっていませんから、今、議員の言われている、その構想の町民1人ひとり、確かにそれは大切なことかも知りませんが、それをやると、私の構想よりまだ時間かかるのではないかと思いますので、私の方がまだ近いかなというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私は、今日私が提案したことを自分は、町長として大事にしていきたいと思いますが、私が、町長の考えが前面に出て進められるとすれば、これはなかなか進まないんです。なぜかという、産業団体あるいは行政が建物は建てたけれども、そこで本当に商売ができるかどうかという事になれば、私はできないと思っております。

そこについて私の質問なんです。なぜできないのか。これは、温泉のゆうゆに、テント市場で良かったのに、固定の建物を建てたのがありますよね。あれは、なぜ続かなくなったのかというところに、私は、町長の言っている部分で、これはできないよっていう危惧を持っているからなんです、あのテント市場と今度の道の駅と違うんですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） あそこは決して道の駅としてつくったわけじゃありませんから、今言っているのは、商工会で出された資料を再度確認しましたが、基本的なことは、道の駅ってこうなんだよっていう部分も含めて、国道中心、そしてまたそこを通る人たちも利用できる、そういう施設が道の駅でありますから、あれはあくまでもテント市。湯沸に作ったものについては、あくまでも土曜市なのかも知りませんが、そういうような施設と思っていますから、ちょっとそこは比較にはならないと思っております。ただ、物を売るということに関して言えば、それは共通しているかも知りませんが、あくまでも、浜中で作ったあの施設と、今、将来作ったらどうかなっていう点としては性格が違います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私は、テント市でよかったと思っていたんですけど、あの様な建物が建った事で失敗だなと思いました。なぜかという、1年目の終わり頃から、漁業協同組合の若い者が魚を売るわけですよ。私は魚好きですから、生魚でも貝類でも、行くと必ず買って帰ろうと思います。出るたびに、2日に1回は、私は行って買いました。しかし、ある時もう行けなくなりました。理由は、昼から貝類が残っていたり、あるいはカレイが残っていたりして、お客の姿がすっかりなくなった時点で、売り子の若い漁組の青年は何をやるかっていうと、先生よく来たってね、先生買ってや、ってそこで押し売りが始まるんですよ。私は、困っているだろうと思うから、その箱の中に入ってるの全部ちょうだいとか、これ多いから魚半分ちょうだいとか、そうやって協力はしましたけど、もう二度と行きたくなかった。そういうようにね、下手なんですよ。漁業協同組合の職員が魚を売るなんていうのは、すごく下手なんです。

だから私は、漁組や農協が音頭をとって物を売るっていうのは反対なんです。漁組や農協や、商工業団体や行政は、そういう物を売る人達が無理なく店を出して、大体いくら出したらいいかっていう、どの位の量を出したら完売できるのかっていうのを数年続けながらやる事によって残すこともなく時間が経てば完売するという、そういう状況も出てくるし、集まってくるお母さん達が相談して場面を見てどの位作ったらいいのかとか、どんなものを住民が求めているかなど、実際に、既に組を作って農協に野菜を出荷している方などおられるので、この話を聞いたら、いや私も参加してみたいっていう方、いろんな方が次から次とロコミで出てくるので、私は、そこの町民が参加するという素地をしっかりとって、それで皆で道の駅構想を、これならやっていけるとみた農業団体や行政が見ていくと。もしも、それを始めようとするならば、町長がもっと早め、自分のものはもっと早めに行けるんでないかって言っていますけれど私は、ここの部分が町民のいろいろな力で知恵と力をしっかりと吸い上げて、よし行こうというところまで、いったらいいかなと思います。

なお、誰がその人集めるんだっていうのは、必要ですけど、例えば土曜昼市運営委員会というものを立ち上げて1年間議論して、そうしたら来年から始めましょうかと、最初はこんな程度でっていうことを私は、今回の商工会から出されたあの計画。私は、あの計画でいいと思いますけれども、実際に、メインとなるものはこれでいきましょうという、ここのところを徹底してやらなければ、成功する方向にはならないと思うんで

す。

また、保健所はどうなんだ、煮炊きをするものはどうなんだ、家で調理してきたものを出してもいいのか、それから、どうなのか、なんていうことも専門家の意見も聞かなければならないと思います。そういう点では、土曜昼市運営委員会にも、保健所に精通する方の委員も必要ですし、どうすれば、煮炊きをして許可ができるものなのかとか、それから、道路やそういうところを横断していかなければならない場所に昼市を作るとすれば、警察の方も、警備の方も、やはり運営委員会に入って、その場所はだめだとか、そういうアドバイスもいただけるような、そういうことなども運営委員会の中に入れて立ち上げるような、まだまだ他にやらなければならないことがたくさんあると思います。そういうことが私は必要でないかなと思います。

それで私は、町長が先ほど言った自分たちの方向っていうのは、商工会の出した、提案した案がありますよね。その案を出されたことに対して、町長自身は、もろ手をあげて賛成してるとか、あるいは、この案でどうなのかっていうことについては、どんなふうに考えておられましたか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 浜中町商工会が出されたこの提案でありますけども、これは浜中町商工会から出た提案であって、今、もし詰めるとすれば、先ほども言ってますけれども、農協、2漁協、それから商工会。そこを協議して決まってくるものだと思うんです。これは、商工会で案はあります。多くのことがもっともだっていう話だと思うんです。中身としては、それは、やはり参加してくれる人たちの協議のもとで決まってくと思うんです。町長はどうだ、という町長の案というのは確かに出しましたけども、それは、ほんの一部の事でありますから、それを肉付けしてもらうのが4者なり、その5者でやる協議がこれからはあるとすれば、そこで決まってくると思います。これは1つの提言、提案ですから、しっかり参考にしてもらいたいというふうに、参考にするということです。申し渡したいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 質問は、ほとんど私、尽くしたんですけども、町長の姿勢として今日の午前中に道の駅のことで、どうなんだということで、今まだ討議、最中だという事です。それで1番それから2番に質問した方の中でも、我々議員としても、いつまでこうやって長引かせるのよっていう、そういう何かいらした気持ちがとってもあ

るのですよ。それについて町長は、私たち議員の気持ちも理解されて、今後、どの段階で見切りをつけるか、どの段階で進めるのかというようなことも、やはり決断する時にきているのかなという感じはしますが、それについては町長、どんなふう考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今のご質問は、その決断をいつにするのかということであります。その決断というのは、1番最初にまた戻りますけども、1つの団体でも、今の段階では、道の駅については賛成だよと。賛成ですよっていう、ここに4団体が言っていることですから、それを受けていきたいと思います。賛成だけでも時間をかけたかどうかということでもありますから、現在のところ、本当に事実上凍結してますけれども、この事について働きかけをしていきたいというふうに思ってます。その中で反対が出ればすぐ廃止、止めていこうというふうに思っているところです。今の段階では、まだ反対だと言われていませんから、その事を働きかけ、続けていきたいというふうに思ってます。決まる時は、すぐ決まると思います。ただ今度やろうと言ったときに、それこそ少し時間がかかるのかなと思います。止めるときの時間は短いですけども、さあこれからその方向でいこうという方向は決まったら、この方向でいこうというふうになった時には当然その4団体の意見がありますから、その事を含めて協議をして、そしてその成案になった段階で進むもんだというふうに思っています。そういう意味からすると、その方が時間がかかるかもしれません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） さっき最後と言いましたけど、もう1つ。道の駅構想というのは、いつまでたっても消えないのではないのかなと。消えては浮かび上がり、消えては浮かび上がり。何かやりたいんだという、そういう町民の気持ちもあるけれども、そこに町民がおれ知らねえじゃあって、第三者的な気持ちで見守っていたりすると、それがつまづく原因になると思うんですね。そういう意味からすると、私は、いつかはやらねばならないこと。産業団体の是非かを問う前に、町長自身が産業団体を説得するくらいの気持ちで、これを進めると。波風たくさんあろうが、進めるというのが、私は筋じゃないのかなと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この道の駅、消えては浮かび上がり、消えては浮かび上がる。ま

だ1度も消えてはいないんです。これからのことだと思ってます。それと、最後に、自信持って進めるべき。貴重なご意見だと思って承って、お答えいたします。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。今回は、3件にわたって質問いたします。

まず初めに、観光危機管理の充実についてでございます。多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要産業となっております。また、政府は、東京五輪パラリンピックが開かれる2020年までに、年間の外国人観光客を4,000万人まで増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しております。こうした中であって、9月には台風21号の上陸や、北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、ブラックアウトによる停電などで観光客に大きな影響を与えました。とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での災害、交通、避難情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残した訳でございます。災害の多い我が国においては、観光の危機管理は重要であります。

そこで、浜中町における観光客、外国人観光客を含む、その観光客に対する防災や災害時の支援体制などについて、以下質問をいたします。

まず初めに、先ほど、同僚議員の中で、担当課が近年の観光客の入り込み数を、浜中町は43万人、冬季間は約3万強ということで発表されました。すなわち、10カ月で約40万人。1カ月に直すと4万人と。そして1日に直すと1,300人以上、このようになるわけでございます。夏の6カ月間位に集中しておりますけども、浜中町にも多くの観光旅行者が来ております。そこで、まず初めに観光旅行者に対する避難場所、また、避難経路などの計画は定めているかご答弁お願いしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。観光客に対します避難場所、避難経路などの計画でございますけれども、浜中町地域防災計画では、「災害の危険がある場合は、必要と定める地域の住民、居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告または指示すること」としてありまして、観光客に対しても、指定区域内に滞在する場合は適用するものでございますので、地域防災計画において避難場所、避難経路など、避難対策を定めているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、担当室長が答弁しましたけども、了解しました。

そこで、そういうふうに定めておりますけども、やはり、どのように観光客、特に外国人に対しての質問もされてますけども、やはり防災計画になってますけども、現状を見れば、日本人であれば、即、防災無線など、そういうので聞こえてわかりますけども、外国人では日本語を言ってもわからない人も観光客にはたくさんおります。そこで、浜中町の防災計画の第4章に災害予防計画と、その第9節に避難行動要支援者等対策計画ということで、(8)番に、これ294ページになりますけども、外国人に対する対策と、こう謳っているんです。その文面を読みますと、「言語、生活習慣、防災意識の異なる町内に居住する外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時及び災害発生のおそれがあるとき、敏速かつ的確な行動がとれるように様々な機会を捉え、防災意識の普及、啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練等の参加や防災教育の指導等を行う」と。アとして、多言語によるパンフレット、広報紙等の配布。イとして、避難場所、避難施設、避難経路等の標識、表示盤の多言語。このように謳ってるんですけど、皆さんも町内回ってると思いますが、多言語になってるところは、ほとんどないと思います。そういう意味で、特に今、各自治体でも、隣町でも多くの外国人観光客が来るところは多言語化表示をされております。そういう意味で、浜中町はすばらしい霧多布湿原。また、先ほども議論なってますけど、ルパン三世なり、また、道の駅を作ったら多くの方が来ますし、また、浜中の牛乳も、やはり世界に誇る浜中牛乳として、日本はもちろんですけども、世界に名を馳せているハーゲンダッツの原料となっております。また、ウニにおいては、日本一の豊洲市場初競りで、日本一の値段をつけたということであり、注目され、これをするためにも、いろんな日本人はもちろんですけども、世界から、この43万人の中に入っていると見受けられます。そういう意味で、その災害に優しい町としても、やはり模範となる浜中町でございますので、この多言語化表示などを進めていくべきと思いますが、災害時の情報の多元化、標識、また外国人に対する避難場所の運営など、言語パンフレットなり広報紙の配布なり、そういうことをされておりません。

そういう意味で今後、どのように進めていくか、ご答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、避難の関係でございますけれども、観光客、外国人限らず、この避難の周知方法、こちらにつきましては、行政防災無線の屋外拡声機による伝達。それと、緊急速報

メールの配信等とございまして、避難場所までの避難誘導板を設置しておりますので、それによって、速やかに安全な高台に避難するという避難でございます。これに関しましては、避難、津波避難に関する標識の関係、こちらにつきましては、避難所への誘導の標識板、これと避難所の案内板というものがございすけれども、こちらについては英語の表記がされてございます。ただ、防災マップですか、津波防災マップにつきましては、外国語の表記はございません。また、中国語、韓国語等と対応した、外国語に対応した標識や標識看板、津波防災マップ、こういうふうになっていないというところが現状でございます。

防災行政無線につきましては、先ほどご説明しましたけれども、屋外拡声機での避難周知と。これについては、Jアラートからの自動起動によって、日本語のみの配信となっているということでございます。外国語となりますと手動ということになりますけれども、現在、外国語のできる、外国語の対応のできる職員がいないという状況でございますので、対応できていないということが現状でございます。

また、緊急速報メールにつきましても、エリアメールといわれますけれども、これも基本的には日本語のみの対応ということで、こちらについては、翻訳と言いますか、そういう部分、使用者側が設定していただければ、外国語に対応できるという部分もあるようでございますけれども、町側から発信する部分については、基本的には日本語のみという状況になってございます。

それで先ほどですね、地域防災計画の中で、外国人に対する支援ということで、議員さんの方から今いろいろと言われております。外国人向けのパンフレット等と言われてございますけれども、私ども、外国人観光客に対する伝達の部分、これは大変重要なことだと認識しておりまして、地域防災計画には、確かに多言語によるパンフレットだとか広報紙、こういうものの配付だとか、標識の多言語化を進めるということになってございます。現状では、なかなか進んでないというような部分が実態でございますけれども、どのような対策を講じたらよいか、効果的な推進方法、こういうものも考えたいというふうに思っております。

その中でひとつ、国土交通省の観光局から、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」というものが出されております。この手引は、この地域防災計画や津波避難計画、これの作成のする外国人旅行者への対応を記載するための指針となっているというものでございますので、こちらも参考にしながら、実態に即した対応を考えていきたい

というふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、室長から発表になりましたけど、現状は、そのような現状だということでございます。今後、やはり推進方法の検討の上、進めていってほしいなというふうに思います。

今、出ました外国人来訪者や障害者等の安全な避難指導のために、消防庁また国土交通省、官公庁から発表されたパンフレットでございます。これは北海道に1,250枚きて各自治体にもきていますけれども、この様なものを利用して、そういう時に言葉では喋れないので「火事です」という字を書いたもの、日本語は火事ですけれども、分かりやすく表示し、喋らなくても済むようなものを用意すべきというふうになっていますので、現状は、まだまだですけれども今後、この様なパンフレットを利用して推進してほしいなというふうに思います。

それで3番目ですけども、観光関連施設の耐震化はどのようになっているかということでございますけども、浜中町は少ないんですけども、湿原センター、また酪農展望台、琵琶瀬展望台とありますけども、その辺の様になっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 観光関連施設の耐震化についてお答えいたします。

浜中町における観光関連施設の大半は、昭和56年6月1日改正の建築基準法の新耐震基準に適合しており問題ありませんが、琵琶瀬展望台、昭和44年建設で、平成13年に改修。それと、湯沸岬展望台、昭和40年建設で、平成21年に改修しておりますが、この2つの施設については、旧耐震基準の建物でありますので、不特定多数の方が利用する施設でもありますので、まずは、耐震診断を実施したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） そういう意味で今、課長からお話しありましたとおり、どうぞ耐震診断をしてほしいなと思います。

この問いの最後でありますけども、町長の執行方針の中で、新たに地震津波対策計画の策定など、全面的に見直しを進めてまいりたいと、こう述べられました。どうか観光客、また外国人に対しての対策を、もっときめ細かく計画を立ててほしいと、この

ように思いますが、最後、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。外国人に対する対応の関係含めて、これ先ほど来から話しておりますけれども、新年度、浜中町地域防災計画の見直しを予定しているというところがございます。それで、その中でも、いろいろな避難の関係を含めて、さまざまな課題が現在の津波防災計画にあると。その課題を、1つ1つ検証しながら、やはりより良い実効性のあるものにしていきたいということでございますので、この外国人や、観光客。この辺についても、現状あまり対策という部分では示しておりませんが、昨今の外国人の来日が多いとの部分を含めて、どのように地域防災計画に反映できるか、検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 2問目の乳幼児健診における小児がんの早期発見についてでございます。我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっております。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えております。小児がんの発症数は、年間に2,000人から2,500人と少ないが、小児がんを扱う医療機関は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されております。国では、昨年全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、北海道では、北海道大学病院で質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っております。

そこで、我が町として、小児がんの早期発見のためにどのような取り組みを行っているかご答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ご質問の乳幼児健診における小児がんの早期発見のための取り組みについてお答えいたします。

お子さんの発達の確認、疾病の早期発見を目的として、乳幼児健診を実施しているところです。検診では、小児科医師がお子さんを診断し、その結果、何らかの兆候等があった場合には、医療機関への受診につなげることとなっております。小児がんについても、疾病の早期発見として乳幼児健診の中で取り組んでいるところです。

また、乳幼児相談などでいつもと違う様子に気づいたときには、速やかに専門医療機

関への受診を勧奨しているところです。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 我が町として、ただ今のおり取り組んでいるということでございます。

そこで、2番目になりますけども、小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発病は、出生児1万5,000人から1万6,000人に1人と少ないのですが、そのがんは5歳までに95%は診断されており、その多くは家族が子供の目の異常に気づき、受診に至っているとのことで、素人でも病状に気づきやすい小児がんとのことでございます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で診療すること多く、そのためにも早期発見が非常に重要と言われております。

発病が少ないと言われる目のがんですが、実は近年、オホーツク管内でも発見が遅れ、眼球を摘出しなければならないという、そういう事例がありました。

その情報を聞いて今回の質問をする訳でございますけども、そのお子さんは、乳幼児健診で全く気づかず、1歳半のときに、片目だけ光っていることにお母さんが気づいて、小児科のドクターに相談したけれどもわからないと言われ、オホーツク管内の2カ所の眼科でもわからず、管内に北大から来られた先生の紹介で、最終的には、小児がんの拠点病院である北海道大学病院で網膜芽細胞腫と判断したとのことでございます。判明するまで約1カ月半が経過し、病名がわかったときには既にステージ4まで進んでいて、転移の危険性があるとの判断から、摘出することになったとのことでございます。初めての女の子のお子さんで、迷い、悩みましたが、命には代えられないとの断腸の思いで決断したと伺っております。

そこで、乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につながる事ができる乳幼児健診の医師健診のアンケートの目の項目に、白色瞳孔が入っているか、それを答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず、乳幼児健診で、こういう目の検査とかはやっているんですけど、乳幼児健診のお話を最初にさせていただきたいと思います。

町では、母子健康法に基づきまして、お子さんの発育発達を確認、疾病を早期発見のため乳幼児健診として、生後3から6カ月と、生後9から10カ月の乳児健診、1歳6

カ月児健診、3歳児健診の計4回の健診を実施しております。この中でやっていることなんですけれども、厚生労働省の母子保健マニュアルというのがあります。この中に、乳幼児に多く見られる目の異常と発見すべき時期、網膜芽細胞腫の症状を含む目の異常に関して、白色瞳孔、斜視など視覚の発達チェックすることとなっております。乳幼児健診の中で問診等により、健康状態のチェックが行われているところであります。

また、母子健康手帳には、目を病気の早期発見を目的に、保護者の記載欄に、目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか、瞳が白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがありますか、という項目があります。乳幼児健診の際には、問診や母子健康手帳の記載内容をあわせて確認し、小児科医師が診察しているという状況になっております。

議員ご指摘のとおり、乳児健診で発見されるというケースは、やはりまれな状況でありますけれども、やはり専門家がいてもなかなか難しいのがこの部分です。やはり発症に至る部分の白色瞳孔、斜視っていう症状ですね、症状の発見っていうことが、まず大切かなと思いますので、引き続き、乳幼児健診の中でやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） そういう意味で、乳幼児健診について、町でもそういう項目があって、ただ、見つけれないということがございますけれども。やはり、大事なものは、そういうお父さん、お母さん、家族にそういう症状が出た場合には、ということで啓発していかないと、事前にそういうだれでもわかるような、そういう症状がございますので、そういう意味で、啓発が大事かというふうに思います。

そこで、このオホーツク管内の1名ですけども気づいていたのに、いち早く小児がんの拠点病院である北大に辿りつけなかったというお母さんの気持ちを思うと、いかに事前の意識啓発が大事かと、このように考えます。

そこで、国立がんセンターで採用している、東京都小児がん診療連携協議会で策定の小児がん診断ハンドブックは、さまざまな小児がんの症状が写真入りで、詳しく紹介されております。そういう意味で、健康推進との問診、また、乳幼児健診なり、いろんなそういう父母の会などで、展示、また紹介したらいいかと思っておりますけれども、この事前の意識啓発で進めていってもらいたいと思っておりますが、その辺の考えはいかがか、答弁願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 道内でそのような事例があったということですが、やはり本当に保護者も含めて、気づきの方法っていうのはやっぱり目のチェックということだと思いますので、その辺の情報の提供と仕方とかを、乳幼児健診の際にお母さんと問診する際、お話するとか、あとお医者さんも、先ほどの話ですがやっぱり専門、うちの方も釧路の日赤の小児科医が来てチェックしておりますけれども、やはり斜視とか、白色瞳孔のチェックはしますけれども最終的には、専門家の眼科さんに引き継ぐという形になります。で、眼科さんの方で、その白色瞳孔等を検査した上で、最終的にその小児がんという判定を受けるまで、やっぱり専門機関は、全国でも先ほどお話ししましたけど200カ所ぐらいしかないというお話ですし、北海道でいうと、拠点病院が北大ということになったということですが、なかなかやっぱり発症例も、道内でも調べたところによると、道内レベルで言うと2件ぐらいかなって感じですので。1万5,000人に1人という事で、それぐらいになるのかなと思いますけれども、やはり発見する可能性のある、ちょっと気づくっていう部分の確定までいきませんが、そういう部分はあると思います。あと、そのハンドブックとかそういった情報をいただきましたので活用、厚生労働省のマニュアルの改定とかいろいろあるとは思いますが、参考にさせてもらいながら医師と現場の保健師とも相談しながら、啓発活動に進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 我が町では40名の、昨年は乳幼児が誕生しております。

そういう意味で、その中に、この症状がなければよろしいんですけども、今後やはり、人間が生きてる限りは、やっぱりそういう1万5,000人に1人という割合で見つかるということですので、どうか事前の啓発に努めて、早期に発見して、やはり難病にならないような体制を福祉保健課として進めていってほしいということで、次の質問に移ります。

次は、学校のエアコン設置促進についてでございます。

国は、昨年の臨時国会で成立した補正予算には、全国の国立小中学校などの普通教室すべてにエアコンを設置するための費用として、822億円が盛り込まれております。熱中症対策のみならず、子供の学力や集中力の向上などに有効なことが自治体の調査によって明らかになっております。教育環境向上の効果も期待できます。

そこで我が町としての学校のエアコン設置について、考え方、また取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 学校のエアコンの設置についてでございます。

昨年10月18日付けで北海道教育委員会より、このエアコンの設置にかかわる事前の周知と事前の調査がありました。このことを受けまして、教育委員会といたしましては、校長会を通じまして、エアコンの設置について、各学校のご意見をいただいたところであります。道東の地、浜中町においては、地域的に、授業の支障となるほどの暑さがなく、窓を開ける程度の対応で可能であるとの回答をいただいたところありますので、このことから、本町につきましては、エアコンの設置の希望調査に対して希望をしていないというような状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、管理課長が言うとおりと、我が町は。私も若干は、少しは思いますけど。

しかし、これテレビでずっと放映されて学校、校長先生方はそう思うかもしれないけれども、保護者の皆さんは、今度学校にエアコンがつくのかなと、このように思ってる方もたくさんいて、僕の方にもそういった問い合わせがあって、今回質問する訳でございますけども、やはり暑くないからっていうことでなく、やっぱり熱中症なり、運動して、運動場で熱中症にかかって、その控室として、やはり冷えた部屋があれば早期にその症状が解決すると思います。そういう意味で、教室に全国的にエアコンを設置してはどうかという国が、わざわざ予算を計上しております。そこで、その補助ですけども、国はこの今回の補助について、国が3分の1と、残り3分の2をすべて地方債で充当できます。その返済金の6割を地方交付税で賄えると。それにより、地元の負担割合は約4分の1程度に収まるというふうに、僕の方に情報が入っていますけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 今、議員言われたとおり、国の部分ですが、私ども聞いておりますのが、下限が400万以上で、国の方が3分の1を補助するというような事業で聞いております。

ですので、最低でも事業費が1,200万以上であるというふうに聞いております。

今現在おさえているのは、それだけです。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 3分の1という、これが僕の言ったのが正しいと思いますので。このように、国からの情報でございますので。そして、1教室150万を上限と。そして、50万円を補助と。3分の1ですから。あとの3分の2は、先ほど言いました地方債で賄って、地方交付税で充当されて、実質4分の1程度ということでございます。

そこで、教育委員会にも通達がきていると思いますけど、文科省で、小中学校の教室の望ましい温度の基準を54年ぶりに改正されました。それで、今までは夏においては30度以下、それを28度以下に引き下げたんですよ、2度。冬は10度以上というふうに、今まで54年前に改正されてだったんですけども、今回一挙に17度以上という改正しておりますけども、その点、把握しているでしょうか。やはり、そのように、温度が2度下がれば、相当、浜中町においても、大変な対策を組まなければならないかと思っておりますけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 教育長、財源問題とか温度問題とかということよりも、浜中町において、このエアコンなるものが必要か必要でないかということがまず先にあって、したがってどうだっという手順になると思います。

先ほど学校長の考え方が出てますけれども、それに合わせて、そういう観点の中で、教育長から、しっかりと答弁してください。

○教育長（内村定之君） 昨年11月の7日に参議院で可決成立した2018年度の第1次補正予算に盛り込まれたエアコン設置について、本町としての考えでありますけども、新聞報道などによりますと、全国的には、この予算が措置される前の9月時点では、公立小中学校のエアコン設置率、これが普通教室が58%と、調理室など特別教室が42%と、そういった報道がされておりました。

また、2019年度からは、このエアコン使用に必要な電気代なども支援すると。これは交付税で69億円措置をすると、これは閣議決定されております。

そういったことから、全国の自治体からの交付申請は、普通教室で12万件と、特別教室は3万件に上るということですが、浜中町としては、昨年猛暑と言われた7月23日、埼玉県熊谷市で、最高気温41.1度。そういった報道がされておりました。この昨年7月23日の浜中町の最高気温は17.6度と、これが榊町で観測されております。

これで、エアコンを必要とするまで我々としては感じておりませんので、現段階ではこのエアコンの設置については、考えておりません。そういうことであります。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今の段階では、考えておらないということでございます。あまり強くは勧めませんが、一応、子供の教育でございますので、やはり、先ほど言いましたけども、そういう熱中症対策のみならず、やはり子供の学力、集中力、またそういう教育環境の向上につながるということでございますので、やはり熱中症においても、僕自身も熱中症にかかった経験がありますけども、救急車で運ばれて、点滴打って助かりましたけど。そういう意味で運動して、その中で教室に、やっぱりエアコンの冷えたのがあれば早期に回復につながると。

最後ですけど、このエアコンのみならず、最初はエアコンの希望者の自治体ということでございますけども、最終的には、冷暖房兼用のエアコンとか冷暖房も、許可になるということでございますので、これは今日の昼に文科省からの答弁がありましたので、お知らせしますけど、そういうことでございますので、ストーブでなく、冷暖房兼用と。今、家庭ではやはり、新築などでは、冷暖房兼用のエアコンがほとんどで、全室ではないけども、各家には1つなり、2つ付けてますけど。

そういう意味で、そういう家庭環境で住まれていますから学校に来て、そういう環境を整えてあげることも教育行政として、大事なことかなと思いますので、再度早急なお話だと思いますけども、冷暖房兼用のエアコンも該当になるそうでございますので、その点、再度、管理課長でもいいですけども、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） ただ今ありました、この学校のエアコンの設置について、当初国はですね、冷房空調ということで、冷房のみを謳っておりました。

このご質問をいただいたことから、道教委の方に申請状況も確認させていただいております。北海道についてはほとんどないということでありました。担当者との話の中では、やはり地域的に北海道は、冷房よりも暖房の改修の方が先だというような意識を持っている様だという事でありました。

この度、議員言われたとおり、冷暖房という事で、そちらの方も可能であるということであれば、また再度、状況等鑑みながら今後とも進めてまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 私は、教職員住宅の住環境の早急な改善をというテーマで質問したいと思います。

浜中町公共施設等総合管理計画が平成29年3月に策定をされております。この計画の中で対象となる公共施設、建設施設は町民文化系施設から、その他教職員住宅等の11項目から成っています。その他の施設158棟中、教職員住宅が128棟で、うち74棟、57.8%が築後35年を経過しております。40年を過ぎた建物も47棟、36.7%あり、空き家となっている建物も存在します。また、これらの施設に関し、基本的な方針で供給、品質、財務とそれぞれ方針を示しております。供給に関しては、今後の利用状況を踏まえ、改修・更新を検討します。利用者ニーズに対応した住環境を提供するため、空き家の更新、除去等を検討します。品質に関しては築35年を過ぎた建物については、大規模改修の検討とともに利用状況を踏まえて方針を決定します。財務は、現状の維持管理、修繕に係る資料を分析し、維持管理費用の適正化を図りますとなっております。教員の公宅利用状況については、平成30年3月の資料を参考にしておりますが、現在の教職員住宅の入居状況を教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 教職員住宅の入居状況についてお答えいたします。

平成31年1月1日現在でお答えいたします。町内の小中学校の教職員につきましては現在100名おまして、教職員が勤務する学校通学区域内の当校住宅入居者は38人、通学区域以外の他の学校へ勤務する他校住宅入居者は11名、自宅からは8人、アパートなど借家は20人となっております。また、町外から通勤する教職員の内訳としましては、他の教職員住宅等の公宅が2人、自宅から9人、アパートなど借家は12人となっております。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 現在、霧多布高校教職員住宅は暮帰別地区に昭和63年建築の1棟4戸、新川地区に平成7年から9年度建築の住宅に6棟6戸と2棟4戸の全体で9棟の14戸あり、14名の教職員が入居しております。また、その他民間のアパートを借りている教員が3名、自宅から通勤している教員が2名の19名となっております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） これらを踏まえて、以下質問したいと思います。

若い方や子育て中の教職員の経済負担を考えれば、公宅の必要性は高いと思っております。基本的な方針からも、公宅中心の考え方と受けとめておりますが、保有住宅戸数の不足、老朽化など、利用者のニーズに対応できていない点もあると考えられます。現状をどのように認識をされているか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 老朽化等による利用者のニーズの現状の部分なのですが、議員言われるとおり建設年度が古い教員住宅の一部では、お風呂が深いとか、未だに風呂釜形式であるなど、現在の一般家庭におけるユニットバスや、石油給湯器で生活している教職員においては、決して快適な環境ではないと言えます。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 教職員の入居状況を見れば、先ほどの利用状況、貸家利用者は町内外合わせて34人と、多い状況にあります。今後の維持管理、更新など、町の財政負担の軽減を考慮すると、家賃助成の必要性は生じますが、民間貸家の積極的な活用を考えても良いのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 先ほどもお答えした中で、現在教職員の20%が町内の民間住宅に入居している状況でございます。基本的にはやはり教育委員会が所有する教員住宅を整備することが必要でありますけれども、それに向けての整備改修の状況も進んでいない状況であります。今後とも、民間借家を活用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 民間活用は今も進んでいる状況でありますから、それに対する家賃助成というのは考えられないんですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） これにつきましては、教職員につきましては、北海道教育委員会の職員でもありますので、その中で住居手当というものが支給されてございます。そういった部分で出ておりますので、詳しく言いますと支給対象は、貸家に住居して月額1万2,000円を超える家賃を払っている職員ということになります。支給額につきましては2つありまして、月額2万3,000円以下の家賃を払っている場合は、

その家賃引く1万2,000円を支給額ということです。ですので、例えば2万円の場合1万2,000円を引いて、残りの8,000円が道教委のほうから住居手当として支給される。

もう1つは、2万3,000円を超える家賃を払っている場合、これにつきましては、家賃引く2万3,000円の2分の1が1万6,000円を限度として、それに1万1,000円を足ささるということです。具体的には、5万5,000円の家賃を払っている方が、2万3,000円を引いて残りが3万2,000円あります。その2分の1ですので、1万6,000円になります。それに1万1,000円が足ささって、支給額が2万7,000円となります。ですので、5万5,000円の家賃払っていたとしましたら、本人の手出しは2万8,000円。住居手当が2万7,000円もらえるという形の制度になっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 貸家に入っている方々の家賃ですが、5万5,000円の話が出ましたが、実際にどのくらいの家賃の貸家に入っているのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） それぞれの貸家の家賃につきましては、私どもの方では把握してございません。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 最初の質問でも触れましたが、若い方こそできれば、家賃の安い快適な、学校のそばにある教員住宅が理想だと思っております。これが、なかなか改善されていないというのが現実で、快適な生活をされてないとさっきの答弁にもありましたので、基本的な方針の中でも謳われておりますので、できればその方向で進めていただきたいと思います。

次は4番目の質問であります。コミュニティの維持と経済効果の観点からも、町外で公宅、貸家を利用している教職員を町内に受け入れる体制、そういうことも必要だと考えております。その対策等を含めながら教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 教育委員会としましても、できれば町内に勤務する教職員につきましては、町内に住んでいただきたいと思います。以上でございます。

町内に受け入れる体制としましては、ハード面では、繰り返しになりますが、教職員住宅の改修、整備を進めるということだと思いますし、ソフト面としましては、入居に際して、教育委員会の所有する教員住宅を斡旋すると共に町内にあります民間住宅もあわせて紹介していくことが必要でないかなというふうに考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 遠方から通勤される先生方は、冬道、シカ等との遭遇、そういうリスクも孕んでおりますので、理想の形はやっぱり職場の近くの住宅だと思います。できれば町内に受け入れる体制、そういうことも積極的にやっていただきたいと思えます。

5番に入りたいと思えます。散布小中学校の教職員は、17名で保有住宅戸数は、12戸に対し、当校の利用が9名、他校公宅が1名となっております。全般的な傾向ですが、公宅利用が低い一因として住環境の悪さが考えられます。特に昭和、平成の建物の共通点として、深過ぎる浴槽、燃焼機能が低下したボイラーなど、浴室の粗悪なつくりが挙げられます。移住する教職員への配慮がなされていない印象を持たざるを得ません。実際、「風呂を利用できない」そんな悲痛な声を聞いています。改修が必要と考えるが、現状の認識と今後の改善策を考えたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） お答えいたします。繰り返しになりますが、お風呂や風呂釜などの設備も老朽化してきておりますので、まず、現在所有する74戸の教職員住宅については、使用できるもの、できないものをしっかりと確認させていただき、その中で手を加えることによって使用できる住宅を計画的に改修を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、予算要求をする際に、年々各学校からですね、修繕等の要望を聴取しております。昨年10月にも行いまして、大きいものから小さいものまで校舎や住宅の多くの改修要望がありましたので、今後それらも対応しながら修繕で対応できること、また工事しなければ対応できないものなど精査しながら、財政部局と協議しながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） この質問に対し、各学校からの聞き取りや現地調査を行っているかと思いますが、それはありましたか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） まず聞き取りにつきましては、例年学校廻りといいますか、担当者と回って現状を確認してございます。また、管理職、我々も教育委員さん等も含めながら学校訪問をしておりますので、その時に修繕要望等の部分を確認させていただいてございます。

現場ですが入居中のところにいきなり行って見せてくれとはちょっときついのですが、今回はこういう御質問を預かりましたので、実際にある中学校の教頭宅に訪問して現場を確認させていただいてございます。やはりお風呂の部分がユニットバスでなく、昔ながらの土間でそれにスノコが敷かされていて、深い浴槽になっているという住宅でございました。そういった部分も確認させていただいておりますが、そこだけ直せばいいのか、例えばユニットバスをお風呂の中で組み立てられるような、そういった方法もあるようですし、ガス釜もそのままいいのか。それとも、石油給湯器という形でひねればお湯が出るような、そういった設備がいいのかとか、またそのスペースをどうするかとか、建物の部分もありますので、そういったものを検討しながら、いかなければならないかなど。ただ、恐らくユニットバスとボイラーだけであれば、概算ですけれど150万ぐらいあれば、それだけはできるのかなとは思いますが、ただ、根本的な耐熱構造といいますか、グラスウールを入れかえるだとか、俗に言うリフォームするとなるとやっぱり1,000万ぐらいかかるという形になりますので、それを20件、30件直すとなると1年に1件直すと何10年かかるというようなこともございますので、先ほどの繰り返しになりますが、使えるものと使えないものをしっかり見極めながら、使えるものについては直していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 浴槽の写真があるのですが、皆さんに見せてよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 後ほど終わってからにしてください。

○5番（秋森新二君） 今、答弁がありましたが、差し迫った問題があるものですから、今回こういう質問を取り上げさせていただきましたが、山の方に住んでいる学校の先生が生徒に風呂に入れなくて困っている話を聞きました。それで私が地元の散布小中学校の先生から話を聞こうかなと思って行って話を聞かせてもらい、住宅も見せてもらいました。ここに写真を持ってきているのですが、びっくりしたのは、風呂とボイラーの間に間仕切りがないんですよ。平成7年の建物で、教頭先生が住んでいます。学校の近く

ということ。その先生のお話を聞いた後、浴室、浴槽も見せてもらった、間仕切りがないんですね。それだけでもびっくりしたんですが、使われているのが、ガスボイラーなのです。浴室の中にあるものですから、点火が非常に悪いんだそうです。点いたり点かなかったりして、それとボイラーが小さいですから、機能が弱いシャワーとして機能してないんですよ。使用中にお湯が水になってしまうこともあったと聞いています。それから、これで風呂を沸かすと40分から50分、かかるそうです。そして冬は、燃料代が2万円になるそうです。浴室は換気扇が付いてない自然換気なんです。当然、換気が悪いから、風呂はもちろん部屋もかびる。そういう苦情もあるんです。これと同じガスボイラー使っている教員住宅がどのくらいあるか把握されていますか。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですがけれども、この際、暫時休憩おたします。

(休憩 午後 3時 3分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を開きます。

答弁をお願いします。

先程、新たな資料も提出いたしましたので、その事をしっかり念頭におきながら、的確な御答弁をお願いいたします。

○管理課長（舟橋正誓君） ガスボイラーにつきましては、石油給湯器が11台とその他ガスによるガス釜38戸ということで、現在入っている部分であります。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） ユニットバスに付いたガスボイラーが11台ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 現在入居しているのが49戸でありまして、そのうち11戸が石油給湯器、ガス釜が38台という事です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） ガス釜は、ボイラーとは違うんですか。ガス釜を使っているのは散布にある4棟だけという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

(中止 午後 3時31分)

(再開 午後 3時32分)

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 石油給湯器の1年間のランニングコストを調べてみました。貯湯式で年間5万5,986円、月に直すと4,665円。瞬間湯沸器は年間5万4,750万1,000円、月4,562円。電気給湯器これは高いです。年間19万6,715円、月に均すと1万6,392円。問題のこのガスボイラーは都市ガスで9万399円。月に均して7,500円。問題のLPガスは28万9,522円、月にならして2万4,126円。これ程の差があるんです。石油とガス釜では。これじゃ風呂に入れませんよ。若い職員も含めて、子育て最中の先生方にすれば、ましてや機能が弱いということです。

今回聞き取った中で、報告しておきたいと思います。平成7年建築の浴槽も置型タイプですが、サイズは900×700×高さ600ですよ。昭和の建物の風呂が860×830×高さ640なんです。これ外寸法なので内寸法は10センチ小さくなります。とても狭いです。そういう浴室、浴槽使わせているという現状です。

それと換気扇がないのでカビが発生する。アリ、ワラジムシに困っているとのことのお話であり、窓が1枚サッシなので寒いと、教頭先生も内側からナイロンを張って凌いでいるとのことでした。それから、畳も傷んでいます。フローリングも剥がれていて、拭き掃除ができないとのことでした。

悪いところばかり話して大変申し訳ないんですけど、藻散布に住んでいる女性教師の事なんですけど、この欠陥のあるガスボイラーを使っていて、さっき言ったように使っている最中、水に変わってしまって、びっくりしてました。換気扇も無いですから部屋もカビるとのことで、健康面の心配もしてました。その先生は去年の5月に結婚されたんですよ。釧路で教師をやっている方と結婚して、相手が浜中町の近隣の学校に来る可能性が高いとのことで、そうなった場合は、この教員住宅に夫婦で住みたいとの希望を持っているんですよ。新婚さんですから、こんな所に住ませて良いわけがないと思います。やはり早急に改善してあげなければ可哀相ですよ。答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正菅君） 確かに議員から説明ありましたお風呂とか換気扇の件で湿気がカビを呼んでいるということの中で、新しく2人での生活を送るというのは、住宅的にも非常に残念な部分があるかなと思います。そういった部分考えながら、ただ住宅

の戸数がある程度決まっております。御存じのように先生方、いきなり1日付けでどっと入れ替えがあるということで、大規模な改修をするに当たっては、どっか違うところをきちんと用意しながら計画的にその住宅を改修しなければならないということがあります。そういった部分で今までは大工さんを頼みながら小さなところは、ちょっと入れてもらいながら直してきたとか、そういうことをやってきました。この度そういった形で例えばお風呂を直すとか、そういった壁紙を張りかえるとか、そういった形になりますと、やはりある程度の改修修理の期間と申しますか、部屋を空けて直してもらわなければならないということがありますので繰り返しになりますが、使える部分と使えない部分を見きわめながら、一つずつ計画的に、改修していきたいというふうにご検討しております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 計画性の点、何年間かけての改修なのか、その辺が何となくあいまいな答弁なんで真剣に考えていただきたいと思っております。

次に6番目にいきたいと思っております。

6番の質問で霧多布高校の公宅の数を間違えていました。お詫びをし、訂正をしてから質問させていただきたいと思っております。霧多布高校の公宅は、昭和52年から平成9年までの建設が11棟、うち平成の建物が8棟となっております。教員の方々の要望、苦情等があれば伺いたいと思っておりますが平成7年の建物が4棟この中に入っておりますので、LPガスを使っているとすればどんな様な環境で生活していると思っておりますが、その辺も含めてお答え願います。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） お答えします。議員の質問にありました、先ほども答弁しておりますが、霧多布高校の教員住宅は暮帰別地区に平成昭和63年建築が1棟4戸、新川地区に平成7年度から8年度建築の住宅6棟6戸、2棟4戸、全体で9棟の14戸ありまして14名の教職員が入居しております。

要望等につきましてはという質問ですが、これは毎年実施しております教員の組織する住宅委員会が霧多布高校に設けられております。そこで協議されまして、出された要望に優先順位をつけ、計画的に対応しております。

あと、給湯器の関係ですが平成25年度から計画的に実施しまして今年度をもって全教員住宅に石油給湯器が設置されております。以上でございます。

○議長（波岡玄智） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） そうですか。それはよかったですね。

それでユニットバスということで良いんですね。そうですか、わかりました。

それでは最後の質問になります。

役場職員の住宅が昭和49年から平成5年建設の15棟のうち昭和61年建設の職員住宅の浴室は、教員住宅と同じ構造と聞いておりますが、問題はないのか。

また合わせて入居状況把握されているのであれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 御質問にお答えします。まず、議員の御質問の中に15棟ということで、49年から平成5年なんですけれども管理計画の中で52年度建築の職員住宅1棟2戸の2棟が登載漏れとなって全体の棟数は17棟ということで訂正の方をお願いいたしたいと思います。

職員住宅につきましては、平成29年ころから予算措置しながら、順次その退去した時点を見計らいながら、大々的に改修されておまして、そのときにその改修につきましてはユニットバス化ということで、これまでに29年30年の今年度も行っているところです。それで昭和61年建築の職員住宅も教員住宅と同じということで、この部分はですね、ボイラー式で従来の構造の風呂となっておりますけれども、今年風呂がまの調子悪くなりまして、応急的に風呂釜の交換のみ、1棟4戸のうちの1戸だけ交換するというような措置を執らせてもらっております。

全体で職員住宅に関しての事なんですけれども、何か不具合があった場合にですね、大規模改修以外はそれぞれに不具合の部分についてそれぞれ対応していくというような状況でございます。入居をされている方々にも、現状で問題なく入居されているのかなというふうなことで、とらえて意識してございます。

それから、現在の職員住宅の入居の状況ですが先ほど申しました全体で17戸ございますが戸数でいきますと51戸が職員住宅として保有している部分でございます。その中で、使用できないものが6棟10戸あります。そういった所を除きますと11棟41戸が入居可能な住宅ということで一部今改修もしてございますけれども2月末の入居状況では、そのうちの36戸が入居されております。率にしますと87.8%で、改修している部分ですとか、今、退去して空いている状態の中の改修部分除いて、順次またその改修が終わりましたらそこに入居していただくというようなことで、現状のとこ

るそういう措置をとらさせていただきます。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 確認させてもらいますが、ボイラーは石油ボイラー、ユニットバスに全部交換したということですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 先ほど申しましたように退去された職員住宅、ここのところの大規模改修、ユニットバス化もそうですし、内装の張りかえですとか床の補修、こういったところも含めての退去した部分の大規模な部分についてはユニットバス化ということで進めてございます。平成29年度で3戸改修。それから現在、今年度ですけれども4戸改修ということでユニットバス化の方には、順次状況見ながら改修しているところですよ。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 石油ボイラーですから燃油代は安く上がると思いますが、ユニットバスに早めに替えて頂きたいと思います。先ほど言いました様に教員の使っている狭く深い浴槽という事であれば子育てしている職員の方々も大変不便をされているという事だと思いますので、町財政も大変厳しいとは思いますが先ほど言いました様に教員住宅の環境も大変厳しい状況にあり、酷な経験をしているなというふうに思っております。たかが風呂であります、日本人にすれば一つの文化でありますし、またリラックスできる空間でもあります。心身の疲れもとれるような場所でもありますので、ぜひとも安心して住みやすい環境をつくっていただきたいなと思っております。

平成生まれの普通の環境、住環境で育った先生方が増えてきているという状況でもあります。浜中町に夢を持って来ていただいている先生方だと思いますが、来て初めてこの住環境に驚きとギャップを感じると思うんですよと、そうなれば誠意も失われることになっていきますので、ぜひとも、その辺の住みよい住環境を早急につくっていただきたいと思っております。また浜中町の評価にもつながる話でもありますし、優秀な人材を失う心配もあります。できるだけ早めの改善をお願いしたいと思っております。

最後に教育長の見解を伺って終わりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 前段、課長の方からいろいろ説明させていただきました。毎

年、秋口に予算の編成時期に向けて、住宅の要望といたしますか、そういった聞き取りをして実際に今回、散布に特化して、3人の先生の浴室、住宅を見てまいりました。

これを見て、実際認識を新たにいたしましたので、今後、予算要求に向けては、しっかりと町部局の方と相談をさせていただいて対応していきたいと、平成生まれの先生方、確かに住宅の状況が非常に悪いと、そういった部分では誠意が失われるっていうお話もありました。浜中町の評価にもつながります。今、先生方の人事協議は終わりました明日、先生方の人事の内示を施行する予定になっております。そういった面で実際に先生方が浜中を目指してきて、そしてその住宅の状況を見て、その誠意が失われるようなことあってはなりませんので、そういった部分ではしっかりと対応していきたいと、そんなふうを考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第19号 浜中町営水産業強化支援事業分担金徴収条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第19号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第19号「浜中町営水産業強化支援事業分担金徴収条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成31年度より実施する浜中町ウニ種苗生産センター整備事業は、「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援することを目的とする水産業強化支援事業の一環として、国からの補助を受け実施するものでありますが、事業費の50%にあたる約3億5,300万円については地元が負担することとなっております。

このようなことから、当該事業に係る地元負担金の50%を、特に利益を受ける浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合から分担金として徴収するため、本条例を制定するものであり、分担金の徴収に関しましては、両漁業協同組合と協議済みであることを申し添えます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、水産課長より説

明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） （議案第19号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案19号の質疑を行います。

7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） この条例を定める理由というのは、組合の関係でいえばウニの種苗センター建設による国、道、町、漁業者の負担をするための条例改正をするという事で、どの様に受け止めているのですか。今回31年度予算でウニの種苗センターの総額予算も私は知っているのですが、その中で国の補助が50%、道補助が0そして残りの50を町が25%、浜中漁協と散布漁協で25%その種苗の配分率で分けると金額にすると1億7千いくらなんです。それを種苗の配分率で分けると浜中が63.何%で散布30何%です。組合別に金額で表しますと浜中漁協が1億ちょっとになるんです。これは、なかなか大変な負担になります。この条例で定めて当然、組合員も組合も負担します。何とか北海道の助成を受けられないのか、道の方では箱物がだめだという事なんです。町25%の負担の中にふるさと納税で水産振興に関する事業分であるんですよ。予算をみるとしっかり25%で町として組んで入ってしまっていると思うんですけども、もう少し町が25%のところ30%だせないのか、道の方がもう少し水産庁の言う養殖事業に力を入れて浜中町を捉えると沖合漁業がやりたくてもできない、人がいないという事なんです。漁業従事者、私も20歳から船頭をやっておりますが、四十何年やってきたサケマス漁は、人手がない為に今年は、出漁できません。その様な中で沿岸の養殖漁業に戻らざるを得なくてウニ種苗センターを作ってもらうんですけども、そういう現状の中で組合としても厳しい状態なんです。町長が道などに要望できないのか、それとも町長の判断であと5%上乘せしてふるさと納税を使うとかその様な検討が出来ないのか、この条例につきましては、納得しますけども内容的には、この様になっているのですが、町長どうですか。

○議長（波岡玄智君） 両組合から了解を得ているという中で、それ以上の答弁が求められているという事ですから。会議を一時中止します。

（中止 午後5時 8分）

（再開 午後5時10分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

町長。

○町長（松本博君） 本事業につきましては、国の制度事業でやっていますので、この負担分については決まってるのです。ただお話ありましたけれども気持ちは十分に分かりますが、そうすると制度事業を変えなければなりません。この制度事業でしっかり種苗センターを作ってもらい質の良いウニを作ってもらおうという事が目標だと思っています。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 制度は変えられないという事は分かっていますが、ただ、その様な気持ちがあるという事です。それと北海道の水産局の部長が本日来町し、浜中漁協には9時30分、散布漁協には11時近くになったと聞いております。その中で道が道南でやっていた支援対策を道東にも同じ様な新対策を考えているという事で各浜廻りをしてどの様な要望があるかを聞いていたという事なんです。そのウニの種苗センターの関係も厚岸の漁連の川崎会長の希望がある様な事を言っておりましたけれども、まだ決定した訳ではありません。今、その様な部分で引き取ってきている訳ですから、この様な流れできて使えるという事になれば財政的には可能なのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。その内容につきましては確定しておりませんが、前回、漁連の川崎会長もそういうお話をしておきまして、振興局の方でもその様な打ち合わせをしているという事で聞いております。その内容等が分かりましたら漁組の方とも協議させていただいて軽減負担に向けてやってきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 条例そのものについて聞きたいのですが、分担金の徴収対象は納税義務者イコール組合という事になるだろうけれども、実際ウニの関係については部会がやっております。それぞれの営業されている事業者がまとめて組合が分担金を払うという形になるのかなと思っておりますが、その様な理解でいいのか。

それと分担金の徴収方法ですけれども、徴収時期については、例えば建設にかかった費用、先ほどから言われている1億7,000万かかるのであれば一括して両漁協に割合として25%分が徴収する事になるのか、例えば5年間償還で3年据え置きという事で償還してもらおうという形になるのか確認しておきます。

それと天災等によりという減免と徴収猶予の関係ですけれども、特に散布地区については受益者が分担するとなれば、例えば影響を受けてウニの出荷が出来なくて全面的に収入を得られなくなった。この様な場合については、対象になるのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。最初の分担金の支払いをする関係になります。前回、厚岸にあります釧路の水産センターにおきましても建設当時こちらは漁協が一括して払うという事になっておりますので、今回におきましても漁協が払うという事になっております。

続きまして一括納付の関係になりますが、こちらにつきましても分担金の関係は漁協から納付となりますので、こちらについても年度末に一括で払っていただくという事になっております。大雨の関係になりますが漁組が判断をして、こちらの方に申し出がきたら検討させていただいて認めるという事になると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） この分担金の説明はあったのですが、種苗センターを作る当初から漁民または漁協が払う分担金の負担額は、どのくらいなんですか。この負担するという事は当初から決まっていたものなのか。またその時点で新たに出てきた問題なのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。このウニ種苗センターの建設につきましては、平成22年度からウニ種苗確保に向けた検討会という事を行っております。その中で計5回開催しまして平成30年度に建設を決定という事にしてはおりますが当初は、平成28年度の段階では、ウニの種を厚岸に作っていただいて、それをこちらで中間育成という事を検討しておりました。その当時の建設費は大体4億4,000万程度を予定していたのですが、その運営委員長であります厚岸の組合長の方からせっかく建てるのであれば自分の施設で種を作って、もし厚岸センターで種が死んだ場合でもお互いで助け合うという事で検討してみてもと言われました。その事を検討した結果、建設費が現在の段階では6億8,000万程度に膨れ上がったという事になっておりました。その都度各漁組と協議させていただき、この施設が必要だという事になりました。この事から了解は得ていると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） それぞれの組合の負担金、それが漁民にどのくらいかかるのかという事で私は少し額が大きいのではないかなと思うんです。それで昨年12月の中旬に国会で漁業法というものが決定されましたね。その漁業法が養殖事業に関して大きく進めていくという漁業法もありました。これは全国の漁業協同組合あるいは漁民の声を聞く事なく決められた事と聞いているので、それと関連があるのかという事での答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 漁業法改正に関しましては、昨年6月に説明会がありまして私も参加してきました。その説明で北海道に関しましては、空いている海域とかがないので特に影響ないというふうに言われております。養殖に係る事で漁業法に関係があるかと言えば、今回については特に関係ございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第20号 浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第20号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号「浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成31年3月31日をもって閉校する茶内第一小学校について、条例規定の整理を行なうものであります。

茶内第一小学校につきましては、大正11年の開校以来、今日まで96年の歴史を刻んでまいりましたが、近年の少子化の流れの中で、子どもの教育環境を第一に考えた保護者、地域の方々のご英断により平成31年3月31日をもって学校の歴史を閉じることとなりました。

このことから、浜中町立学校設置条例別表第1より「浜中町立茶内第一小学校」の項を削ろうとするものであります。

なお、附則で平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第20号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第21号 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第21号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第21号「浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、第14条に規定する災害援護資金の貸付利率について、「年3パーセント以内で町長が別に定める」とし、第15条の償還に、「月賦償還」を追加し、被災者支援の充実を図るとともに規定の整備を行うものです。

なお、この改正条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第21号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号 浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第22号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第22号「浜中町立保育所条例の一部を改正する条例」の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成30年6月11日に着工しました茶内保育所改築工事が平成31年5月20日をもって完了し、6月1日より供用開始となることから、茶内保育所の位置及び定員を改正しようとするものです。

改正内容は、本条例第2条中の位置を浜中町茶内橋北西45番地から浜中町茶内橋北東40番地とし、定員を60名から80名に改めるものであります。

なお、附則で平成31年6月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第22号の質疑を行います。

6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 1点だけ質問します。この度6月1日から新しい茶内保育所が完成して供用開始されますけれども、今現在60名が80名になるという事ですが今年4月1日の茶内保育所の応募人数、そして6月1日から定員が80名となりますが、再度20名の追加で応募をするのかについての答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今の御質問にお答えいたします。今現在4月1日の入所見込み児童数は、茶内保育所で68名となっております。

それと6月1日から新たに募集するのかという事ですが、特に募集するという事はいたしません。入所希望がありましたら随時申し込みを受け付けますので、その時点で対応いたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第23号 浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第23号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第23号「浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、本条例で定める新規就農者の経営責任者の年齢の見直しと、新たに施行される事業に伴い、新規就農者への奨励金について支援対象事業を追加するものがあります。

改正の内容でございますが、第2条の新規就農者の定義の、新規就農者の経営責任者の年齢である、「概ね23歳から40歳未満」を、「概ね23歳から45歳未満」とし、第6条の奨励金等に新たな事業として「酪農経営体生産性向上緊急対策事業」、「酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業」を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第23号の質疑を行います。

3番鈴木議員。

○3番(鈴木誠君) 経営の責任者の対象年齢を5歳引き上げた理由について御説明をいただきたいと思っております。

それから対象事業が二つ増えている訳ですけれども、大体理解はしているのですが、

この付け加えた二つの事業をどの様に対応できるのか参考までに説明をして下さい。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 質問にお答えいたします。この度、経営責任者の年齢要件を23歳から40歳までを23歳から45歳まで引き上げた大きな理由といたしましては、平成31年度2019年度から国の基準、特に大きな部分でいきますと旧青年就農給付金事業、現在でいきますと農業次世代人材投資事業をこちらの年齢要件の引き上げ、こちらが今現在45歳までと上限を50歳まで引き上げするという事で決定しております。

それから法人経営者が新規就農者を養成する際の農の雇用事業こちらも年齢要件が同様に上限の年齢が45歳までと決まっていたものを50歳までに引き上げるという事それと合わせまして農業経営基盤強化促進法に規定されております青年投資就農計画こちらの計画の上限年齢も今現在45歳までとしている部分を50歳までという事で全体的に新規就農者に対する年齢要件というのが大幅に引き上げられる予定となっております。これに伴いまして本町では40歳までという上限を定めているのですが今回大幅に5歳引き上げた理由といたしましては近年、浜中町に新規就農者を目指す、いわゆる転職者の相談者が30歳後半の方が東京、大阪、それぞれ就農相談には私も行ってありますが、その様な相談者が非常に多いという事もあります。

当初、この40歳までの上限の中でいきますと30代後半で研修生と来た場合には、ほとんどが対象にならないという事で誘致条例の対象にならないという事でその時点で新規就農者を目指せないという事でしたので5歳引き上げて更に幅広い年齢層を新規就農者として本町として迎え入れる事を目的として5歳の年齢要件を引き上げたという様な趣旨でございます。

それから全国的に50歳までとしているのが酪農家に限らず全ての農業に対する50歳ですので、本町でいきますと酪農専門者がほとんどですので、これを50歳まで逆に全国の基準に合わせますと50歳から酪農経営者が投資するとなると通常初期投資が5千万から7千万の1億近い投資額が新規就農者に発生しますので50歳から支援すると年齢的にもという問題が生じるという事で、最大限、酪農の場合は45歳が限度ではなかろうかという判断でございます。

それから2点目の御質問でございます。追加事業1つ目が酪農形態生産性向上緊急対策事業いわゆるクラスターの後継事業として楽酪事業というのがあります。クラスター

事業との大きな違いは、生産性の向上、収益力を目的とした機械導入それから施設整備の導入事業が対象事業となっているのですが酪農事業につきましては労働力の省力化を目指す事業でございまして、酪農経営における省力化機械の導入を目指す補助事業となっております。補助の形態はクラスター事業と同様で、2分の1の国からの補助、その残額をリース補助するという様な形になります。

それから2点目の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業につきましては、酪農GO事業の内容、同じく酪農事業と同様で機械導入に関しては、労働力省力化を目指す機械いわゆる搾乳ロボット、購入口ロボット、保育ロボット様々な省力化な機械があるのですが、施設整備を一体と整備した場合に施設分の補助金も当然出しますという事なのですが、この施設の補助金に関しては、機械の半分の上限が2分の1を施設の上限額にするという事ですので、例えば簡単に説明申し上げますと5千万の機械を導入した場合、この機械の補助率は2,500万が補助金になります。施設の補助金も機械の補助金と同様という事は、同じく2,500万までが施設の上限でありますので、仮に牛舎に1億円かけたにしても機械の半分の2,500万の上限と施設も2,500万円で合わせて5,000万という事になりますので、両方を合わせて1億5,000万の投資になっても最大5,000万の補助金、こちらの施設と機械をリースで補助するという様な概要になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 新規就農者の年齢を5歳上げるといような事なんですけれども、その辺を説明してほしいと思います。

私は、新規就農者の方が新たに浜中町に移住して来て続けていくというのは、大変喜ばしい事だと思っております。そうした中で既存の農家の人がこれまで長い期間をかけて牛を増やしてきて今日に至っている状況と、新規就農者が新たに入ってきてこの地方で経営者になってやるというのは、他から見ても大変困難を抱えての営農ではないのかなと思うんです。そうした中で新規就農者が入ってきて長い人では30年くらい経っている方もいると思うのですが、途中で離農される方は居られるのか、居るとすればどのくらいの規模で離農されているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。この新規就農者事業につきましては、

非常に浜中町には歴史がございまして昭和50年代から新規就農者に入職されて今現在までで42名の方が浜中町で新規就農をしております。これは浜中町の全体の経営者の2割を超える勢いで新規就農者という方が入職されております。今質問あったとおり新規就農者が就労後に様々な事情で経営を離脱されるケースというのは、全くない訳ではありませんで、この42組のうち過去に3組が離脱する事となっております。この3組の離脱者の内訳につきましては、1名は家族が病気になってしまって経営を続投できないという様な事で相談があった方、基本的には債務を抱えて支払いが困難となって経営を中止したという方はいらっしゃいませんので、ほとんどの方が病気など家庭の事情で離農される方が圧倒的に多いのかなという様な傾向にあります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の42名の方が入植されて3名の方が離農しているという内容が理解できる様な数字であったなというふうに思います。

私は、全くその様な方々との交流がないのですが、昔からの酪農経営者であっても、牛を増やすのか、どうしたら良いかという悩みなどもあって経営上で色々抱えている問題もあるのではないのかなと思うんです。そういう意味で農協などが新規就農者に対して精神的な負担がない様な援護指導などをしっかりやられて、それが進められているかどうかという事を私は知りたいと思うので、その辺の答弁もお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えいたします。今、御質問あったとおり新規就農者の方は様々なものを背負って浜中町に来られて就農をされております。その中で近年は、今議員おっしゃられたとおり、やはり規模拡大志向が大変強いという事で、周りの既存農家の方を見てもやはり牛の頭数が10年前20年前に比べて非常に多いという事で浜中町においてもほとんどが平均で80頭以上の乳牛の使用するという事で、大規模でありますと400頭規模というところまで今、浜中町の酪農経営というのは大きくなっております。議員おっしゃられたとおり周りが大規模化する中で新規就農者が抱える問題というのは、全くない訳ではありませんで、そのあたりの経営の診断フォローというのは基本的には農協が毎年経営診断して、貴方の経営はどうしたらいいのかという事で毎年経営の指導をしております。その他に経営以外の部分では、例えば地域との付き合い方も含めて経営としての見えない部分のフォローというのは、数字などでは表せる様なものではありませんので、その様なフォローというのは酪農関係者団体でつく

る外郭団体があります。例えば浜中町担い手育成推進協議会、それから農業技術員連絡協議会、様々な農業機関、農協関連、農業関係の構成員が主体となって活動している団体があります。そういった中で様々な経営以外のフォローというのはさせていただいております。もう少し具体的な話を申し上げますと、実は農協と行政、これは私たちも入っているのですが、毎月新規就農者、これは奥さんもなんですけれども、そういった新規就農者向けの養成講座、この様なものも毎月開催する様にしております。具体的な講座の中身は、実際には行政が講師になって行く場合もあるのですが、実際に新規就農者で浜中町に来て浜中町の事が全く知らないといった方々には役場の業務の内容とか「浜中町は、この様な町なんだよ」、「子育て支援は、この様なサービスをしている」など様々な情報をこの講座の中で情報発信しております。

それから私ども以外で申し上げますと、もちろんJAも入っていますが農業改良普及センター、それから農業共済組合そういった方々も講師になって様々な新規就農者が実際に知り得たい情報を座学の中で色々な質問に答えながら新規就農者の方々に指導なり相談も受けながら悩みを聞く場面としてこの様な講座も行っております。

それと農業の場合は、指導農業士、農業士の方々も新規就農者の悩み相談を受けるひとつの相談員として設置しております。この農業士の方々とも相談会も年に数回開催しております、多くの新規就農者の方も参加しております。そういう中で新規就農者が抱える悩み相談を受けながら、どう今後経営していくのか、どうあるべきなのかという相談を受けながら問題点をどうすれば改善していけるのかという事を全体の構成機関の中で協議しながら改善に向けた努力はしているつもりでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号 浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第24号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号「浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、平成30年12月26日に公布された、水道法施行規則の一部を改正する省令に伴い、水道事業布設工事監督者の資格の一つである技術士法における上下水道部門の試験選択科目の見直しが行われ統合されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置として、施行期日前に行われた同資格試験に合格した者は、本条例改正後による合格者とみなすものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第24号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この水道関係の条例がなぜ提案されてきたのかというのが分からないので、その事由を説明してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） ただ今の御質問にお答えいたします。本条例は、平成30年12月26日に水道法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。それに伴いまして敷設工事監督者の資格基準の中に1号から8号まであるのですが、その8号で技術

士法の二次試験のうち上下水道部門に合格したもののの中に選択科目がございます。

議案関係資料の6ページをご覧ください。この現行と改正案の欄がございますが、現行で第3条の8号の下線が引いてありますが、上水道及び工業用水または水道環境という事で文言がございます。これと同じく技術法が同時期に改正されまして、この水道環境という部分が上水道及び工業用水道に統合されて含まれたという事なんです。ですから内容としては全く同じものでございます。上位法が改正された事に伴いまして、浜中町でも制定している関係上、今回の一部改正の条例を提案した次第でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 後半、聞き取れなかった部分がありました。国会で水道法の改正が行われまして、官民と言えば民間の水道業者がその仕事についていくという、その様に仕事が付きやすくなるという国会への水道法改正が12月の段階で成されましたが、それと連携された条例改正というふうにも見られるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） ただ今、議員がおっしゃいました事と全く違います。布設工事監督者の配置基準及び資格基準、技術管理者の関係につきましては、比較的新しい法律でございまして、本来この資格関係は上位法で行っておりました。これは平成25年に同じく水道法の施行法が変わりまして、市町村において工事をする場合については、市町村においてもこの布設工事及び技術管理者の条例を置くという通達が出されました。それに伴いまして平成25年に町の方で設定をしている条例でございまして、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第25号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第25号「浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域の市町村は、地域の自立促進を図るため自立促進方針に基づき、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができることとなっており、浜中町においても平成28年度から平成32年度までの5ヵ年を計画期間として浜中町過疎地域自立促進市町村計画を定めております。

今回、浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するにあたり、「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更の概要を申し上げますと、「自然エネルギーを利用するための施設事業」を加えるもので、本計画に登載することで役場新庁舎建設に係る地中熱利用設備設置工事について過疎債の対象となることから計画を変更するものであります。

なお、平成31年2月6日付け地政第805号をもって、北海道知事との変更協議も整っております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第25号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第25号の討論を行います

(「なし」と呼ぶ者あり)。

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第26号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第26号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会の委員は、霧多布の「松村嗣弥氏」、散布の「加藤俊美氏」、茶内の「福田敏幸氏」の3名であります。

松村氏は、平成31年4月4日で任期満了となります。

同氏は、平成25年から固定資産評価審査委員会委員として、公正な判断力と固定資産に精通していることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は平成31年4月5日から平成34年4月4日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は選任に同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第27号 草地の設置委託契約の変更について

◎日程第12 議案第28号 施設の譲渡契約の変更について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第27号及び日程第12 議案第28号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第27号「草地の設置委託契約の変更について」及び議案28号「施設の譲渡契約の変更について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成28年6月16日議案第44号及び議案第45号をもって議決を得ております畜産担い手育成総合整備事業浜中地区について事業量の増加が生じたことから、契約の変更をしようとするものであります。

議案第27号草地の設置委託契約の変更については、契約金額2億4,727万9,000円を2億7,593万3,000円に変更しようとするものであります。

次に議案第28号施設の譲渡契約の変更については、契約金額3億1,012万6,000円を3億7,711万1,000円とするものであります。

なお、変更に伴う事業期間の変更はありません。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第27号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第28号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第27号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第28号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第27号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
これから議案第28号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで延会します。
御苦労様でした。

（延会 午後 5時17分）